

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ①幼児期の教育・保育の体制整備

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
1	保育所(園)等の運営	保育を必要とする子どもに安定した保育を提供し、子どもの年齢に応じた教育・保育を行う幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育施設と地域型保育事業の適正な運営を支援する。	保育課 (子育て支援課)	継続	保育園のこども園化により保護者の就労状況にかかわらず継続した教育・保育の場を提供できるように支援する。	A	公立保育園14、公立こども園2、私立保育園13、私立こども園3、小規模保育事業所1の33園で保育を実施。 入園者 3,635人	民営の小規模保育施設を開設し、0～2歳児の定員が増加を図った。磯部西幼稚園を令和2年3月31日をもって閉園した。	保育園のこども園化により保護者の就労状況にかかわらず継続した教育・保育の場を提供できるように支援する。
2	保幼小の連携の推進	保育所(園)、幼稚園、小学校等が連絡を取り合える関係づくりを構築し支援する。各小学校区で作成する保幼小接続カリキュラムを活用して連携・交流を推進する。	学校教育課	継続	毎年同じ活動で満足せず、より深く園と学校がつながる活動と一緒に計画できるようにする。今年度は、交流活動が減るため、職員同士で連絡を取りながら連携を図る。	A	交流活動だけではなく、指導生訪問日や学校開放日の授業や保育を参観し、学びのつながりについても理解するよう努めた。市町幼児教育アドバイザーが開いた研修等で、保幼小連携を深めた。	保幼小接続講座には、園だけでなく小学校教職員や管理職の参加も多かった。交流会だけではなく、普段より園と小学校の教職員同士がつながれるようにしていく必要がある。	毎年同じ活動で満足せず、より深く園と学校がつながる活動と一緒に計画できるようにする。今年度は、交流活動が減るため、職員同士で連絡を取りながら連携を図る。
3	人権教育・保育の推進	子どもの人権を尊重しながら個々の成長を支え、思いやりの心や豊かな人間性が育まれるよう人権教育・保育を推進する。	子ども福祉課 (子育て支援課)	新規	子どもの遊びや活動の中で、自然や人とのふれあいなど様々な体験を通して、自分を大切に感じる感情と共に、他人に対する思いやりの心を育てることに努める。	B	オレンジリボン運動の実施 11月	11月の児童虐待防止月間に合わせ、全職員が児童虐待防止に関する意識を高めるため啓発運動(オレンジリボンの茶用)に取り組んだ。また、庁舎内にオレンジリボンツリーを設置し、来庁者への啓発を行った。	オレンジリボン運動を継続するとともに、人権に関するチラシ等を掲示するなど市民への啓発に努める。
			保育課 (子育て支援課)	新規	子どもの遊びや活動の中で、自然や人とのふれあいなど様々な体験を通して、自分を大切に感じる感情と共に、他人に対する思いやりの心を育てることに努める。	A	公立・私立の全園で実施	保育の中において、園児には様々な活動を通して、自然や友達との関わりを大切にしよう言葉がけを行った。保育士内で園児一人ひとりを一人ひとりとみていくよう意識を高めた。	子どもの遊びや活動の中で、自然や人とのふれあいなど様々な体験を通して、自分を大切に感じる感情と共に、他人に対する思いやりの心を育てることに努める。
4	保育士の確保と質の向上	保育士の業務負担を軽減するために必要なICT※システムを導入するとともに、保育士バンクを活用し、保育人材の確保に努める。また、市保育士研究会等で教育・保育に関する研修を実施することで、保育士の質の向上を図る。	保育課 (子育て支援課)	新規	ICTの導入を積極的に進める。保育人材の確保のために、保育士バンクを広報・新聞の広告等に掲載し周知を図る。保育士研究会についても引き続き支援していく。	B	公立保育施設16施設にICTシステムを構築。保育士バンク登録者数 9人	公立園において、保育業務支援システムを導入し、一部運用を開始した。保育士バンク等により、確保できた人材もあるが、人材と雇用主との勤務条件のマッチングが難しい面も見られた。	ICT等の普及に努め、保育士の業務負担軽減を図る。また、保育人材の確保のために、保育士バンクを引き続き活用していく。保育士研究会についても、保育士の質の向上のために、支援を継続する。

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ②子育て支援事業の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
5	乳幼児期における読書活動事業	乳幼児期における本と出会う機会の充実を図るため、乳児を育む保護者に対して読書活動の重要性についての啓発、情報提供を行うことを趣旨としたブックスタート事業を実施する。	図書館	継続	乳幼児期における本と出会う機会の充実を図るため、乳幼児を育む保護者に対して読書活動の重要性についての啓発、情報提供を行うことを趣旨としたブックスタート事業を行う。	B	ブックスタート事業の開催(5～6か月児)年27回開催 417名受講(受講率91%) ※各館での受講者152名 乳幼児向けおはなし会 年6回開催(春江館除く3館分)	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ブックスタート事業、乳幼児向けおはなし会ともに、例年どおりの開催ができなかった。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、乳幼児期における本と出会う機会の充実を図るため、保護者に対して読書活動の重要性についての啓発、情報提供を行うことを趣旨としたブックスタート事業を行う。
6	子どもの読書活動推進事業	子どもが自主的に読書に親しむ機会を提供するための環境づくりと、読書活動への理解と関心を深める啓発、広報活動を実施する。	図書館	継続	子どもが自主的に読書に親しむ機会を提供するための環境づくりと、読書活動への理解と関心を深める啓発、広報活動を実施する。	C	毎週土曜日の「おはなし会」、夏休み中の児童館での「おはなし会」、子ども向け各種行事等については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんど開催できなかった。市内小学校に対する各クラスへの配本については、例年どおり実施し、本や図書館への関心を深める啓発活動に取り組んでいる。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、様々な行事が開催できなかった。感染症拡大防止に配慮しながら、子どもが自主的に読書に親しむことのできる環境づくりに努めた。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら、子どもが自主的に読書に親しむ機会を提供するための環境づくりと、読書活動への理解と関心を深める啓発、広報活動を実施する。
7	障害児保育事業の充実	障がいがあってもより良い保育サービスを受けられるよう、内容の充実を図る。	保育課 (子育て支援課)	継続	必要数の保育士を確保し、より充実した保育を図る。	A	昨年同様、公立・私立の全園で実施した。	児童の状況に応じ、園と協議し保育を実施した。	必要数の保育士を確保し、より充実した保育を図る。

資料 2-3

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - (2)子育て支援事業の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
8	保育カウンセラー事業	気がかりな子どもへの専門的な理解を深め、障害児保育の推進とサポート支援体制の確立を図るため保育カウンセラーを配置し、保育所(園)を巡回して保育士、保護者への支援にあたる。	保育課 (子育て支援課)	継続	引き続き事業を実施し、気がかりな子どもへの適切な対応ができるよう、保育士や保護者を支援していく。	A	保育カウンセラーが保育所・認定こども園33か所、幼稚園1か所、子育て支援センター5か所を訪問した。 園訪問回数 86回 園内研修 5回	園訪問に子育て支援課の保育士が同行し状況を母子保健と共有することで、支援の強化を図った。 また、障害児保育の質の向上ができるよう、保育士対象に園内研修を実施した。	引き続き事業を実施し、気がかりな子どもへの適切な対応ができるよう、保育士や保護者を支援していく。
9	障害児通所支援事業	障がいのある子どもに専門的な施設等において、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練・支援を行う。	社会福祉課 (子育て支援課)	継続	2年度も継続して、計画支援事業所と療育事業所と市町担当課と連携し、相談しながら支援できるようにする。	B	障害児通所給付決定者 337人 障害児相談支援給付実施率 100% (障害児通所支援を利用する児童全員に支援利用計画を作成する)	コロナ感染拡大防止のため、事業所と集い交流をすることは出来なかったが、坂井地区障害児者総合支援協議会の児童部会事務局にて今後の体制や課題取組みの方法について改めて検討を行うことができた。 課題解決に向け継続的に取り組みを実施できるような体制の構築が必要となる。	3年度も継続して、計画支援事業所と療育事業所と市町担当課と連携し、相談しながら支援できるようにする。
10	地域子育て支援拠点事業	子どもや子育て中の親等が気軽に集える機会を提供し、子育てに関する相談・援助・情報提供を行う。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	引き続き事業を継続し、相談しやすい環境を整えることで、保護者支援と児童の健全育成につなげたい。	B	公立3か所・民間3か所、合計6か所で実施した。 延べ利用者数 28,921人 【内訳】ひろば開放 16,826人 うち、面接相談 2,812人 うち、講演会等 476回 8,153人 うち、その他 996人 (その他はSNS利用、母親クラブ)	R元年度(40,280人)より延べ利用者数が減少した。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として当初2か月間、「ひろば」を閉鎖したため、その影響と考えられる。 その後は、人数制限等を行いながら事業を実施し、子育て中の保護者の支援を行った。 なお、希望する施設に対しては、オンライン相談ができる環境を整えた。	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、施設の利用制限をすることは止むを得ないと考えるが、通常の施設来所に加え、電話やメール、オンライン相談も活用しながら、子育て中の保護者への支援を行い、児童の健全育成につなげていく。
11	保育所(園)等地域活動事業	保育所(園)等において、地域や世代間とのつながりを深めるために幅広い活動を行う。	保育課 (子育て支援課)	継続	引き続き継続することで、地域に根差し、地域から愛される園を目指す。	A	公立は全園、私立は7園にて実施	コロナのため、例年より実施は少なかったが、世代間交流、育児講座の開設などを通じ、園と地域の結びつきを強くすることができた。	引き続き継続することで、地域に根差し、地域から愛される園を目指す。
12	保育所(園)等の一般開放	在宅児の親子に遊び場の提供や育児相談を実施する。	保育課 (子育て支援課)	継続	引き続き、全公私立園にて園開放日进行。	A	コロナ禍の状況を見ながら、可能な限り公私立保育園にて週1～2回程度園開放日进行を設け、実施した。	コロナ禍で実施できない期間もあったが、予約制にして人数制限をするなど工夫しながら全保育園にて園開放を実施し、在宅時の親子に遊びの場の提供や育児相談を行うことができた。	引き続き、全公私立園にて園開放日进行を設ける。
13	延長保育事業	保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。	保育課 (子育て支援課)	継続	引き続き、延長保育を実施することで、保護者が安心して子供を預けることのできる環境づくりに努める。	A	公立・私立、全園で実施した。	延長保育を実施することで、突発的な事由や就労形態に機転する事由で通常保育時間を超過してしまう児童の保護者が、安心して保育園を利用することができた。	引き続き、延長保育を実施することで、保護者が安心して子供を預けることのできる環境づくりに努める。
14	休日保育事業	就業形態の多様化に対応するため、利用者のニーズの動向と保育体制整備を踏まえながら、休日保育の実施について検討を進める。	保育課 (子育て支援課)	継続	当面はすみずみ子育てサポート事業での対応とする。今後、休日保育のニーズが高まるようであれば検討していく。	D	事業実施 なし	休日保育の要望は全く無いわけではないが、現時点ではすみずみ子育てサポート事業の一時預かり等での対応としている。	当面はすみずみ子育てサポート事業での対応とする。今後、休日保育のニーズが高まるようであれば検討していく。
15	乳児保育事業	保護者の就労条件等から産後8週からの入所を受け入れる。	保育課 (子育て支援課)	継続	引き続き、乳児保育を実施し、乳児期からの保育を必要としている保護者のニーズに応えていく。	A	公立12園、私立16園にて実施した。	生後8週から受け入れることで、様々な条件下に置かれている保護者の利便性を高めることができた。(育休制度の無い就労者など)	引き続き、乳児保育を実施し、乳児期からの保育を必要としている保護者のニーズに応えていく。
16	病児・病後児保育事業	保育所(園)に通所する児童等が病気、または病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを保育する。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	引き続き、病児・病後児保育を実施し、安心して子育てができる環境を整えていく。	A	延利用人数 1,048人 【内訳】 三国病院 64人 春日レディスクリニック 113人 わか保育園 655人 坂井松涛保育園 4人 つばみ保育園 93人 広域利用 119人	各家庭、学校等で新型コロナウイルス感染症の感染対策の徹底を図ったため、インフルエンザ等の病気により患する児童が少なく、利用者数は減少した。	引き続き、病児・病後児保育を実施し、安心して子育てができる環境を整えていく。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

[R2.評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ②子育て支援事業の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
17	子育て短期支援事業(ショートステイ)(トワイライトステイ)	保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預かる。	子ども福祉課(子育て支援課)	継続	引き続き、子育て短期支援事業を実施し、養育が困難になった児童の健全育成に努める。	A	3事業者に事業委託した。 2歳未満:済生会乳児院 2歳以上:一陽・ほほ咲みの郷 延利用日数 23日	利用希望の問い合わせに対して、利用に向けての調整を行い、支援することができた。	継続して利用希望者の申請に応じて支援する。
18	一時預かり事業	病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所(園)等において一時的に子どもを預かり保育する。	保育課(子育て支援課)	継続	引き続き、一時預かり事業を実施し、一時的な保育困難者を支援していく。	A	公立5園、私立12園にて実施した。	家庭での保育が一時的に困難になった児童を預かる事で、保護者が安心してその事に対処することができた。	引き続き、一時預かり事業を実施し、一時的な保育困難者を支援していく。
19	すみずみ子育てサポート事業の推進(施設型・派遣型)	保護者が、疾病、事故、冠婚葬祭、就職活動、公的行事参加等で、家庭で一時的に養育できない場合に、一時預かりや家事手伝い等を行う。	子ども福祉課(子育て支援課)	継続	継続して事業を実施し、一時的な保育困難者を支援していく。	B	3事業所で実施した。 (施設型) ハーツきつずはるえ、託児所「くるみ」 (派遣型) 坂井市シルバー人材センター 延べ利用者数 ハーツ 951人、くるみ 41人、シルバー 44人 延べ利用時間 ハーツ 3,758時間、くるみ 205時間、シルバー 63時間	延べ利用人数・延べ利用時間ともR元年度から減少した。これは、新型コロナウイルス感染症が蔓延したことにより、施設の利用を控えた人が多かったからではないかと思われる。	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、引き続き市民への周知を適切に行い、事業を実施しながら、一時的な保育困難者を支援していく。
20	ファミリー・サポート・センター事業	ニーズの高まりに応じて、事業形態等の実施方法について検討を進める。	子ども福祉課(子育て支援課)	継続	保護者のニーズに応じて、事業形態等の実施方法について検討を進める。	D	事業実施 なし	本市では、ファミリー・サポート・センター事業に代わる事業として、すみずみ子育てサポート事業実施の1事業所において、ニーズに対応しているとの位置づけをしている。	保護者のニーズに応じて、事業形態等の実施方法について検討を続ける。
21	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親の一時的な病気や技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭等により、日常生活で困った時、育児や食事の世話をを行う家庭生活支援員を派遣する。	子ども福祉課(子育て支援課)	継続	継続して制度の周知を図り、子育て支援や生活援助が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣して、その生活を支援する。	D	支援員派遣件数 0件	前年度は派遣実績があったが、2年度は対象となる申請がなかった。	継続して制度の周知を図り、子育て支援や生活援助が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣して、その生活を支援する。
22	民間保育園施設整備補助事業	受入れ対象児童の拡大や保育サービス、保育環境を充実させるための施設整備等に対して民間保育園へ補助する。	保育課(子育て支援課)	継続	民間保育園の施設整備に対する要望がある場合には、検討を行う。	D	事業実施 なし	R2の実施要望ははなかったことから、実施はしていない。R3以降に施設整備を計画する保育園等があることから、協議を進めた。	民間保育園の施設整備に対する要望がある場合には、検討を行う。
23	児童福祉施設環境整備事業	児童の大切な生命を預かっている保育所(園)等において、安全で長期間快適に活動ができるように、施設の計画的な整備等を行う。	保育課(子育て支援課)	継続	霞幼保育園及び安田幼保育園において改修工事を実施する。	A	公立園2園にて実施	霞幼保育園及び安田幼保育園において改修工事を実施した。	加戸幼保育園の老朽化に伴う大規模改修に向け設計を行う。
24	里親制度の推進	里親制度について広く住民に啓発し里親登録を推進するとともに、里親を支援していく体制を整備する。	子ども福祉課(子育て支援課)	継続	継続して広報啓発を行う。	A	里親制度説明会実施回数 1回 広報掲載回数 1回 里親制度の広報啓発を行った。	県主催の里親制度説明会を市内コミュニティセンターにおいて実施し、体験談や制度説明を通じ、市民への啓発を行った。	福井県総合福祉相談所とともに制度の普及啓発を行う。
25	公立保育園等管理運営事業	少子化が進行する中、様々な政策や社会情勢の変化による多様な保育ニーズに対応し効率的な運営をするために、公立保育園等の在り方を検討する。	保育課(子育て支援課)	新規	今後の公立保育施設の適正な定員、閉園、改修などについて検討する。	B	公立園の改修および統廃合等を公立園の在り方を検討した。	老朽化した施設の改修については、計画的に進めていく必要があり、地域の状況を加味しながら、検討を継続していく。	今後の公立保育施設の適正な定員、閉園、改修などについて検討する。

## 第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ③就学後の教育・保育の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
26	放課後児童クラブ事業	昼間、保護者のいない小学生を学校等で放課後に預かり、健全で充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導等を行う。	保育課 (子育て支援課)	継続	引き続き実施し、児童の健全育成並びに保護者の就労等を支援する。	A	直営26か所、委託7か所 計33か所で実施した。 登録児童数 1,984名	放課後預かりを必要とする児童について、保護者のニーズにほぼ応えることができた。今後も利用数に応じた施設を確保して実施していきたい。	引き続き実施し、児童の健全育成並びに保護者の就労等を支援する。
27	放課後子ども教室事業	放課後や週末等に、地域住民の参画を得て、学校・コミュニティセンター等を利用し子どもの居場所づくりを行う。	生涯学習スポーツ課	継続	通年と長期休暇の教室を地域性を鑑みたくえで開催していく。	A	学校区内のコミュニティセンターを利用した24教室で実施した。 地域の実情に応じた様々な学習・体験・交流活動ができた一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じながら教室を学習・体験・交流活動を展開した。	放課後や休日に子どもの安全・安心な居場所を提供することができた。 地域の実情に応じた様々な学習・体験・交流活動ができた一方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じながら教室を実施する必要がある。	通年と長期休暇の教室を地域性を鑑みたくえで開催していく。
28	「新・放課後子ども総合プラン」の推進	国の「新・放課後子ども総合プラン」の推進に伴い、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供を拡充する。	保育課 (子育て支援課)	継続	一つでも多くの子ども教室と連携し、実施数を増やす。	C	4クラブが放課後子ども教室に参加した。	今回、前年度の9か所のクラブの連携開催から4か所と減少した。	一つでも多くの子ども教室と連携し、実施数を増やす。
			生涯学習スポーツ課	継続	連携したことがある教室の担当者のノウハウを共有する。	B	児童クラブと連携した教室を実施したのは、4か所。主に長期休業中に開催している教室で放課後子供教室と放課後子ども教室の連携を行った。	子ども教室と児童クラブの開催場所が近くで実施しているところは、長期休業中など連携できた。	放課後子ども教室担当者や放課後児童クラブ担当者との連携を促進するための方法を検討する。
29	特別教育支援事業	心身に障がいのある子どもや気がかりな子どもの教育に関して、個に応じた教育を受けられるよう支援する。	学校教育課	継続	より深い話し合いが持てるよう、判断会の持ち方を考慮し、計画的に進められるようにする。引き続き気がかりな子にとってよりよい学びの場について、専門的な意見をいただきながら教育支援を図っていく。	A	教育支援委員会では、気がかり児にとって望ましい学びの場(学習環境)について話し合った。5歳児は44人、在学児童・生徒は66人、計110人の審議を行った。 気がかり児のめれがないよう、園に呼びかけた。	審議数にかかわらず、一人一人丁寧に話し合いが行えるよう、会の持ち方を工夫する必要がある。	より深い話し合いが持てるよう、判断会の持ち方を考慮し、計画的に進められるようにする。引き続き気がかりな子にとってよりよい学びの場について、専門的な意見をいただきながら教育支援を図っていく。
30	学級運営支援事業	障がいのある子どもや気がかりな子どもが安全・円滑に学校生活を過ごせるよう、必要に応じ支援員を配置する。	学校教育課	継続	限られた支援員を有効に活用するため、各学校の状況をヒアリング・現地確認の実施等により正確に把握し、適正な配置を図る。	A	個々の指導や支援が必要な児童生徒に対応する学級支援員を配置して、円滑な学級運営と学習支援体制の充実を図ることができた。	学校からの支援員配置の要請は多いが、財政上の制限からすべてに対応することは不可能である。また、年々、気がかりな子が増加しており、対応できなくなっている。	限られた支援員を有効に活用するため、各学校の状況をヒアリング・現地確認の実施等により正確に把握し、適正な配置を図る。
31	学校図書館支援事業	学校図書館運営の充実のため、各学校に司書教諭を配置し、児童・生徒の読書活動の推進を図る。	学校教育課	継続	昨年度の活動を継続して行う。特に中学校図書館司書と小学校図書館担当との連絡をさらに密にし、小学校図書館の管理・運営をよりよくする。また、市立図書館との連携も図る。	A	中学校司書が中学校区内の小中学校図書担当教諭と会議を開催し、運営、蔵書の管理、貸し借りなどの支援を図った。 また、学校図書アドバイザーを活用し、運営、支援のサポートを行った。 全小中学校に図書館システムを導入し、児童生徒の読書の推進を図った。	小中学校での読書活動の啓蒙や学習支援をさらに充実する必要がある。	昨年度の活動を継続して行う。中学校図書館司書と小学校図書館担当との連絡を更に密にし、学校図書アドバイザーを活用しながら、小学校図書館の管理・運営をよりよくする。 また、市立図書館との連携も図る。
32	地域ふれあい交流事業	どろんこ教室等の体験学習を通して、子どもたちの交流、地域との交流、学校間の交流を図る。	学校教育課	継続	同様の事業内容である地域と進める体験推進事業と合わせ、より多くの体験や交流により地域への愛着心を持てるようにする。	A	全学校で同様な事業内容である地域と進める体験推進事業と合わせて実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により、体験活動や地域交流事業の内容変更、規模の縮小があったものの、工夫して実施することができた。	さらに地域にかかわる体験活動、地域行事の参加や、地域の方とのふれ合いが多くなるように工夫する。	同様の事業内容である地域と進める体験推進事業と合わせ、より多くの体験や交流により地域への愛着心を持てるようにする。
33	わんぱく少年団事業	自然の中で行われる様々な活動を通して、生涯にわたって自然に親しみ、豊かな人生を送るための基礎や手段を学び、健やかな心身を育成する。	生涯学習スポーツ課	継続	子どもたちに様々な体験を提供するため、新たな活動を企画する。また、従来の定番企画も見直しを図り、より充実した活動を目指す。また、例年は、市内中高生の団体である坂井市ジュニアリーダーズクラブに協力を得て、活動に取り組んでおり、交流が盛んなので、今後も良好な関係を築いていきたい。	B	市内の小学生を対象に自然体験活動を行った。例年の人気事業を引き続き実施したり、スポーツ推進委員の協力のもとニュースポーツ体験をしたり事業の充実を図った。 また、子どもたちは、別の小学校の児童との交流を通して、協調性や自立心を学んだ。	自然体験活動を通して、子どもたちの心身の成長の場を提供することができた。今後は、定番企画の改善や過去に実施した企画の掘り起こし、新たな事業を模索することで、事業全体の幅を広げ、子どもたちにとって、より有意義な経験になる企画をしていく。	子どもたちに様々な体験を提供するため、新たな活動を企画する。また、従来の定番企画も見直しを図り、より充実した活動を目指す。また、例年は、市内中高生の団体である坂井市ジュニアリーダーズクラブに協力を得て、活動に取り組んでおり、交流が盛んなので、今後も良好な関係を築いていきたい。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (1)子どもの成長を支える教育・保育の提供 - ③就学後の教育・保育の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
34	スポーツ少年団事業	多くの子どもたちにスポーツをすることの楽しさと喜びを与え、スポーツを通して健やかな心身を育成する。	生涯学習スポーツ課	継続	指導者向け講習会への積極的な参加を促し、子どもたちへより良い指導を行えるようにする。	A	指導者が新型コロナウイルス感染拡大防止に努めて、子どもたちへより良い指導を行った。	指導者の資格取得に加え、指導者対象の研修会も開催し、指導の質を上げた。	多くの子どもたちにスポーツをすることの楽しさと喜びを与え、スポーツを通して子どもたちの心と体を育てる。
35	文化芸術による子どもの育成事業	小中学校において、芸術家の公演等を行うことで、子どもたちの優れた文化芸術の創造に資することを目的とし、文化の担い手となる子どもたちの発想力やコミュニケーション能力等を育成する。	文化課	継続	5校から希望があったところ、5校全てが採択を受けたが、団体との日程調整を経て、1校は中止となった。今回は「演劇」「人形劇」「落語」の種目で実施予定。	B	令和2年度は5小学校が採択を受けたが、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため2校が中止となった。実施した3校は本格的な芸術公演(影絵劇・人形劇)や古典芸能(落語)を鑑賞するとともに、児童がプロの団体と共演する機会も体験できた。	子どもたちにとって、落語を大勢の前で発表したり、演劇の体験をすることは、日本の文化芸術に触れる貴重な機会である。しかし、令和2年度はコロナ禍で県外からの団体派遣が難しくなったり、体育館が密にならないような対策を取ったりしなければならず、ワークショップに参加する児童を減らしたりするなど例年通りの実施はできなかった学校も多かった。	4校から希望があったところ、4校全てが採択を受けた。今回は「合唱」「児童劇」「歌舞伎・能楽」「邦楽」の種目で実施予定。
36	人権啓発活動の推進	思いやりの心や豊かな人間性が育まれるよう、あらゆる機会をとらえて、人権に関する講座や啓発活動を行う。	総務課	新規	市内4小学校にて「人権の花運動」を実施。人権の花を育てることにより命の大切さを学び、人権意識の高揚を図る。	B	市内小学校4校(三国南小学校、高棟小学校、春江小学校、東十郷小学校)を対象に実施した。新型コロナウイルス感染症の流行により花の苗の植え付け作業については学校の職員と人権擁護委員にて実施した。児童については、6月の学校再開後、学校に飾ってある花の世話を通して、命の大切さを学んでもらった。	人権の花運動実施校の担当教諭に対し、アンケートを実施したところ、1校の担当教諭からは、新型コロナウイルスの関係で十分な活動ができなかったため、アンケートに回答できない旨の返答があったが、その他3校の担当教諭からは、児童の人権問題についての関心や理解が「おおむね深まった」と回答があり、「思いやりの心、人や動植物、物を大切に思う心」「協力・感謝することの大切さ」を学ぶ場になったとの回答もあったことから、当運動により人権尊重意識の啓発効果があったと考えられる。来年度は、新型コロナウイルス感染症予防に配慮し、各学校で十分な人権教育活動ができるよう人権擁護委員と協力して進めていく。	R3年度からは、人権の担当が男女共同参画推進室に移動する。
			総務課男女共同参画推進室(女性活躍推進室)	新規	街頭啓発や出前講座を実施し、人権に関する啓発を行う。	B	※総務課にて報告。	※総務課にて報告。	市内4小学校にて「人権の花運動」を実施する。人権の花を育てることにより命の大切さを学び、人権意識の高揚を図る。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (2)子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実 - ①保健・医療の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
37	母子(親子)健康手帳の交付	母子(親子)健康手帳の交付を行い母子の健康管理に役立てる。また、交付と同時に妊婦相談を実施する。	健康増進課	継続	母子健康手帳の交付時に、今後の妊娠・出産・子育てを安全に安心して過ごせるように各種母子保健事業の説明や情報提供を行う。また、より丁寧な面談で状況把握に努め、個に応じた相談を行い切れ目ない支援につなげる。	A	交付数 574件	母子健康手帳交付時に、母子健康手帳や母子保健のしおりの使用方法や相談窓口である子育て世代包括支援センターや母子手帳アプリの周知や母子保健事業の説明を行った。 また、妊婦や家族の状況を把握する為、丁寧な聞き取りを実施し、支援が必要な方には妊娠前から支援を開始し、妊娠・出産・子育て期にわたり安心して過ごせるよう支援を継続した。	引き続き、全妊婦に対して妊娠・出産・子育て期にわたり、安心して過ごせるよう丁寧な個別面談に努め、要支援者には妊娠早期から切れ目ない支援を実施する。
38	母子保健推進員による母子の健康づくり推進	母子の健康増進を図り、健康で明るい家庭づくりを推進する。	健康増進課	継続	母子の健康増進を図る為に、引き続き母子保健事業の協力や参加者との交流を実施する。また、増員を図る。	B	委嘱数 46人	母子保健推進員には、各種母子保健事業において計測や記録の協力、母親への声掛け等を行ってらっている。自主活動としては、健診会場で参加者に渡す小物を作成している。 今後も活動を充実させる為に推進員数の増員を図る事も課題である。	母子保健推進員活動の充実を図る。
39	妊婦健診の助成	妊娠期の健康管理のため、全妊婦に医療機関での健診受診費用について助成する。	健康増進課	継続	引き続き、全妊婦に対して14回の妊婦健診の助成を実施し、妊婦が安心して妊娠・出産ができるよう支援する。	A	延べ助成件数 6,391人	妊娠届出時に全妊婦に対し、一人14枚の妊婦健診受診券を交付しており、妊娠期間を安全に安心して過ごせるよう助成を実施している。	引き続き、全妊婦に対して14回の妊婦健診の助成を実施し、妊婦が安心して妊娠・出産ができるよう支援する。またそれに加えて、産後1か月の産婦健診と新生児聴覚検査費用の助成も実施する。
40	特定不妊治療費の助成	特定不妊治療に要する経済的負担を軽減することで不妊に悩む夫婦の妊娠・出産を支援する。	健康増進課	継続	引き続き、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減する為に治療費の助成を実施する。	A	延べ助成件数 123件	不妊に悩む夫婦に対し、特定不妊治療に要する費用の助成を実施することで、経済的負担を軽減し、妊娠・出産を支援している。 また、R3.1.1以降に終了した治療を対象に、所得制限の撤廃と事実婚夫婦も対象に含めるという2点で助成条件を拡大した。	引き続き、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減する為に治療費の助成を実施する。
41	里帰り出産に対する妊婦乳児健診の助成	里帰り出産に対し、県外医療機関での妊婦健診及び1か月児健診費用の助成を実施する。	健康増進課	継続	引き続き、里帰り出産に対し、県外受診の妊婦健診及び1か月児健診費用の助成を実施する。	A	妊婦健診延べ助成件数 193件(申請件数39件) 1か月児乳児健診助成件数 34件	里帰り出産に対し、県外受診の妊婦健診及び1か月児健診費用の助成を実施することで、里帰り先においても安心して妊娠・出産できるよう支援している。	引き続き、里帰り出産に対し、県外受診の妊婦健診及び1か月児健診費用の助成を実施する。またそれに加えて、産後1か月の産婦健診と新生児聴覚検査費用の助成も実施する。
42	乳幼児健診	総合的な健診を行い、疾病の早期発見及び乳幼児の健全育成や保護者への育児支援を図る。また子どもにとって適切な生活習慣を確立できるよう、知識の普及に努める。	健康増進課	継続	医療機関及び集団健診において、引き続き総合的な健診を行い、児の発達や保護者の育児状況等を確認し、必要な者には継続的に支援を実施していく。	A	1か月児健診受診者数 510人(受診率93.6%) 4か月児健診受診者数 560人(受診率95.6%) 9か月児健診受診者数 553人(受診率91.4%) 1歳6か月児健診受診者数 689人(受診率97.1%) 3歳児健診受診者数 441人(受診率97.7%)	月齢に応じて総合的な健診を行い、児の発達や適切な生活習慣の確立、保護者の育児不安等に助言している。 必要時、精密検査や発達相談につなげることで、疾病の早期発見・早期治療にもつなげている。	医療機関及び集団健診において、引き続き総合的な健診を行い、児の発達や保護者の育児状況等を確認し、必要な者には継続的に支援を実施していく。
43	乳幼児歯科保健事業	保護者に対し、乳歯の頃からの虫歯予防についての知識の普及を図る。	健康増進課	継続	早期から虫歯予防の為に知識普及を図っていく為の教室や健診での個別指導を実施する。	A	歯と離乳食の教室参加者数 105組 1歳6か月児健診受診者数 689人(受診率97.1%) 3歳児健診受診者数 438人(受診率97.0%)	乳児期からの歯の健康について、歯科衛生士による講義や個別相談を実施し、虫歯予防について知識普及を図った。 また、幼児健診においては、虫歯予防のリーフレットを配布し、希望者には個別相談を実施した。	教室や幼児健診において、早期からの虫歯予防の為に知識普及を図る。
44	5～6か月育児相談	離乳食の開始時期に合わせて実施し、乳児の成長発達を確認する。また、アンケートを実施し子育てについての不安解消に役立てる。	健康増進課	継続	引き続き、児の成長発達の確認を行い、離乳食や子育てについての相談を実施し、不安解消に努める。	A	育児相談参加者数 418組(91.9%)	離乳食開始時期である5～6か月時に教室を実施することで、離乳食をスムーズに開始することができ、児の成長発達についても確認できた。 アンケートをもとに子育て全般について相談のり、保護者の育児不安に対して早期に解消できるよう努めた。	引き続き、児の成長発達の確認を行い、離乳食や子育てについての相談を実施し、保護者の不安解消に努める。

## 第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】(令和3年度計画)

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (2)子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実 - ①保健・医療の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
45	発達相談(ひまわり相談)	子どもの言葉遅れや情緒面での発達の不安等に対して小児科医等、専門スタッフが個別及び小集団教室において相談を受け、かかわり方について助言を行い、必要時は専門機関へつなげる。	健康増進課	継続	発達に気がかりさがある児に対して、タイムリーに発達相談につなげ、保護者への助言を行う。また、必要時には専門機関を紹介し、継続的に支援を行う。	A	個別相談延べ人員 179人 集団教室延べ人数 14人 委託相談延べ人数 72人	専門スタッフが個別及び集団の中での児の様子を観察し、保護者からの相談にのり、必要時専門機関を紹介し、早期療育につなぐよう取り組んでいる。また、専門機関まででは必要がない場合にも、継続的に関わり方のアドバイスを行い、経過を追って発達確認を行っている。	引き続き、発達に気がかりさがある児に対して、相談場所の周知や相談しやすい体制づくりに努める。 また、母子保健と子育て世代包括支援センター、関係機関との連携を密にし、情報共有やその後の支援について検討できる体制づくりに努める。
46	予防接種の充実	感染症の予防及び蔓延を防ぐため予防接種法に基づき実施する。	健康増進課	継続	接種勧奨に努め、接種率の向上を図る。	A	出生時や転入時、赤ちゃん訪問時や各教室・健診時に説明・相談を行っている。 未接種状況を把握し、幼児健診時や未接種者への勧奨ハガキで接種を勧奨した。坂井地区以外での接種もできるような広域的接種の契約を実施している。 定期予防接種にロタウイルスワクチンが追加された。 接種間隔の見直しがあり、接種しやすくなった。	接種勧奨の実施や、坂井地区以外での接種できる環境整備により、接種しやすく、高接種率につながっている	引き続き接種勧奨を行い、接種率の向上を図る。 予防接種法の改正等に係る周知を予防接種手帳やリーフレットで迅速に周知していく。
47	任意予防接種の助成	任意予防接種に対して助成することで、接種率を高め、感染症の予防及び蔓延を防ぐ。	健康増進課	継続	接種勧奨に努め、接種率の向上を図る。	A	こどもインフルエンザ 1歳～小学校就学前を対象に年度中に一人一回、2,000円の助成実施。 おたふくかぜ 1歳～小学校就学前を対象に一人一回、2,000円の助成実施。 こどもインフルエンザ 2,707人(67.8%) おたふくかぜ 全接種者数637人	定期予防接種以外で、罹患しやすく、また罹患すると重症化する感染症について予防接種の助成を行い、感染流行を予防している。	予防接種の経費を助成し、費用の負担軽減を行うことにより、接種率を高め、感染拡大及び重症化の予防を図る。
48	児童生徒健康管理事業	保育所(園)、幼稚園等や小中学校において、健康観察や健康診断等を通して、児童生徒の健康維持・増進に努める。	保育課 (子育て支援課)	継続	継続して定期的な健診・検査を実施する。	A	内科健診 年2回 3,140人(延人数) 歯科健診 年1回 1,558人 尿検査 年1回 1,517人	定期的に各種健診・検査を実施し、園児の疾病等の早期発見、予防に努めることができた。	継続して定期的な健診・検査を実施する。
			学校教育課	継続	虫歯を早期発見をしても治療に行かない児童がいるので、養護教諭を通してさらに治療促進に努める。また、健康や安全の保持増進を昨年同様図る。	A	児童生徒の多様化する心身の健康問題に適切に対応し、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うなど、児童生徒等の健康の保持増進を図ることができた。	目と歯の健康プロジェクトにて虫歯の出来やすい学年に年に2回の歯科検診を実施することで、虫歯を早期発見することができたが、早期に発見しても治療に行かない児童がいる。	虫歯を早期発見をしても治療に行かない児童がいるので、養護教諭を通してさらに治療促進に努める。 また、健康や安全の保持増進を昨年同様図る。
49	医療機能の充実	高度な診療や治療に対応できる医療機器の導入及び更新を図る。	三国病院	継続	当院は、市内でも数少ない産婦人科、小児科、人工透析を標榜していることから、これらの診療に必要な医療機器の整備に努める。 分娩監視装置、体重計付き透析ベッド等の導入及びCT装置の更新を予定。	B	X線CT装置、分娩監視装置、体重計付きベッド、発熱外来備品等を購入した。	必要な医療機器の整備により、市民が安心して医療提供を受けられる環境の整備を図ることができた。 次年度以降に更新等を必要とする機器については、経費の削減、抑制を図りながら計画的な整備に努めたい。	当院は、市内でも数少ない産婦人科、小児科、人工透析を標榜していることから、これらの診療に必要な医療機器の整備に努める。 内視鏡ビデオシステムの更新、睡眠時無呼吸症検査システムの導入を予定。
50	緊急医療対策事業	地域内医療機関をはじめとする病院と一般診療所の連携、消防との連絡体制を強化しながら、夜間・休日等の救急時の医療体制を確保する。	三国病院	拡充	二次救急医療病院として重要な社会インフラとしての役割を担うため、対応可能な範囲において救急時の診療を行う。	B	救急件数 ウォークイン 1,276件 搬送 263件	中核病院として救急患者の受け入れや分娩への対応を通じ地域貢献を図ることができた。 今後も救命救急センターや高度医療機能を有する福井市内の大病院、地域の開業医と連携を強化し、円滑な救急受け入れの実現に向けて取り組むたい。	二次救急医療病院として重要な社会インフラとしての役割を担うため、対応可能な範囲において救急時の診療を行う。
51	小児救急医療支援事業	小児救急医療を担う機関に対し支援を行うことで、小児救急医療体制の充実を図る。	健康増進課	継続	小児救急医療体制の確保を図る。	A	小児救急夜間輪番病院受診者数 332人 (令和元年度実績)	小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えることにより、小児医療の充実を図ることができた。	病院群輪番制方式により、小児救急医療の休日夜間の診療体制が確保されるよう、支援を行う。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

[R2.評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

1 子どもが笑顔で育つまち - (2)子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実 - ①保健・医療の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
52	産後ケア事業	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するために産後の母と子のケアを充実する。	健康増進課	新規	支援が必要な母子に対して利用を促し、母親とその家族が健やかに育児ができるよう支援していく。	A	利用者実人数 6人 利用者延べ人数 7人  <内訳> 宿泊型 1件 通所型(8時間未満) 4件 訪問型 4件	産後早期に母親の精神的ケアと育児指導や育児相談にのることで母親とその家族の健やかな育児支援ができた。	引き続き、妊娠からの周知に努め、要支援者には産後すぐに利用ができるような体制づくりに努める。

1 子どもが笑顔で育つまち - (2)子どもと母親の健康を支える保健・医療・食育の充実 - ②食育の推進

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
53	食育活動事業	給食時間等の指導を通して子どもの健康、心の健全育成を図る。また、子どもがより身近に実感を持って地域の自然、食文化、産業等についての理解を深め、食べ物への感謝の気持ちを抱けるよう、地場産物の利用拡大を図る。保育所(園)においては菜園活動を実施し、その収穫や調理を通して食に対する興味を育てる。保護者に対しても食育の大切さを啓発する。	健康増進課	継続	食生活改善推進員による地域に根付いた食育活動を通し、健康的な食習慣普及や食育推進を行う。 市内食育関係団体の連携を強化し市全体で食育推進できるよう努める。	B	431人/21回 地域の学校・コミュニティセンター・まちづくり協議会等からの依頼で料理教室等を開催し、食育への興味関心が深まった。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、料理教室を開催することが難しく開催回数が減った。	地域の学校・コミュニティセンター・まちづくり協議会等からの依頼で料理教室等を開催し、食育への興味関心が深まった。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、料理教室を開催することが難しく開催回数が減った。	新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、食生活改善推進員による地域に根差した食育活動を通し健康的な食習慣の普及や食育推進を行う。 市内食育関係団体の連携を強化し、市全体で食育推進できるよう努める。
			保育課 (子育て支援課)	継続	引き続き継続し、給食での地場産物の利用の促進、園での食育活動、保護者への啓発を行う。	B	各園では、野菜収穫体験や年齢に合わせた食育活動を日々の生活の中で随時行い、児の食への興味関心を高めた。 給食に地場産食材を取り入れ、園への掲示物や給食だよりで周知した。市栄養士が公立園5歳児に対して出前食育講座を開催し、児自らが食と栄養への理解を深めることができるように努めた。	地場産食材の給食への活用は、地域や園によって、使用可能な食材品目や量に差がある。 出前食育講座では、児が食事と体の動きについて考える様子が見られ、「自分で食を選ぶ力」をつけていくことにつながった。	今年度も引き続き、給食での地場産物の利用の促進、園での食育活動、保護者への啓発を実施する。
			農業振興課	継続	令和元年度の事業を継続して実施する。	A	市内の小中学校に対して坂井市産コシヒカリ等を提供し、ごはん給食の推進を図った。また、市内の保育園に対しても、坂井市産コシヒカリを月1回現物提供し、毎月18日の「お米の日」にごはん給食を実施することで、地元産ごはん食の啓発を行った。	市内の小中学校すべての給食において、坂井市産コシヒカリ等が使用され、また、保育園児からも「もっと食べたい」との声が上がっており、ごはん食に対する関心が高まっている。	令和2年度の事業を継続して実施する。
			学校教育課	継続	今年度も引き続き、味覚の授業(だしの授業)を実施して、食育の推進を実施する。また、地場産食材をふんだんに使用した献立を全小中学校の学校給食で提供する。	A	栄養教諭等による食に関する指導の充実に取り組んだ。特に、市内小学5年生の全クラスにおいて、味覚の授業(だしの授業)を実施した。 らっきょうやアールスメロン、若狹牛、ふくいサーモンといった地場産給食を提供した。また、食材の特長や生産者へのインタビューなどを食育の授業に盛り込み、子どもたちが食と地域に興味を持てるような工夫をした。	献立の制限や生産量の減少により、地場産使用率が昨年度に比べ低調になった。 また、安定供給や価格の面で使用できる食材が限定され頭打ちとなっている。	今年度も引き続き、味覚の授業(だしの授業)を実施して、食育の推進を実施する。また、地場産食材をふんだんに使用した献立を全小中学校の学校給食で提供する。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (1)家庭における子育て力の向上 - ①親育ちへの支援

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
54	パパママレッスン (両親学級)	妊婦とその家族を対象として、妊娠中及び出産後の健康管理・育児について学ぶ場や、妊婦同士・父親同士が交流を持つ場とする。	健康増進課	継続	妊婦が安心して妊娠・出産・子育てができる為の知識の普及や父親の育児参加を勧める為の教室を実施していく。	A	延べ参加者数 62人 (コロナで2回中止)	Aコースでは、助産師と栄養士による妊娠・出産・産後の健康管理や栄養について知識普及を図った。Bコースでは、男性講師による育児の体験や父親目線の育児サポートについて話をし、夫婦で育児をすることの大切さを伝えた。コロナで2回中止にした事もあり、ホームページ上で教室の動画を配信した。	引き続き、妊婦が安心して妊娠・出産・子育てができる為の知識の普及や父親の育児参加を勧める為の教室を実施する。
55	妊婦・新生児・乳幼児等訪問指導	妊婦・新生児・乳幼児等については早期支援が必要な者等を訪問する。産婦・乳児については生後4か月までに連絡を取り家庭訪問を実施し、対象者の健康管理、子育て支援を行う。	健康増進課	継続	より早期に訪問が必要な妊婦や乳幼児等に対しては早期に訪問し、家庭状況の確認や母の精神面での支援・育児指導等を実施していく。また、関係機関と連携し、切れ目ない支援に努める。	A	新生児訪問件数 516件(90.4%) 養育支援訪問件数 44件	家庭訪問を実施し、児の成長発達や母の心身状態の確認、育児不安等について相談にのり、必要な知識の普及、情報提供を行った。	より早期訪問が必要な者には早めに訪問し、家庭状況の確認や母親の心身状態の確認、育児指導等を実施する。
56	離乳食相談	乳児期の食の特徴や大切さを伝え、離乳食を進めていく中で保護者の不安解消ができるよう助言等を行う。	健康増進課	継続	引き続き月齢に応じた教室を通して情報提供および支援を行い、保護者の不安解消ができるよう努める。	A	保健事業と併せて離乳食相談・教室を行った。 育児相談参加者数(離乳食前期相談) 418組(91.9%) 歯と離乳食の教室参加者数(離乳食後期相談) 105組	育児相談教室での栄養相談は個別対応で対象者に合わせた指導を行った。 歯と離乳食の教室では、ホームページに教室内容の動画を配信した。	引き続き月齢に応じた教室を通して情報提供および支援を行い、保護者の不安軽減に努める。
57	栄養相談・栄養指導の実施	子どもの成長や将来の生活習慣病予防の観点から、乳児期の栄養指導を保護者も含めて各種保健事業やイベントで実施し、あわせて電話相談も行う。	健康増進課	継続	引き続き、保健事業と併せて実施する。	B	保健事業と併せて実施した。 妊婦栄養教室(パパママレッスン)18人 1歳6か月児栄養相談 179人 3歳児栄養相談 78人 子育て支援センター相談 50人 個別相談(電話相談等) 49人	令和2年度から1歳6か月児、3歳児栄養相談は希望制になったため相談件数が減ったが、児の体格に応じて、相談の必要があれば声をかけた。また、就学時健診や保護者会時に「保護者相談会」を行い、保護者の些細な不安、悩み寄り添いアドバイスすることができた。	引き続き保健事業と併せて実施し、保護者の不安軽減に努める。
58	心の家庭教育支援事業	元保育士や元教員等、地域の子育て経験者による「坂井市家庭教育支援チーム」で、児童や保護者相談会の開催、子育てに関する広報誌の発行等を行い、家庭教育力の向上を図る。また、支援員のスキルアップとして、専門講師による家庭教育に関する相談対応の研修会を行う。	生涯学習スポーツ課	継続	市内小学校の昼休み時間に子ども相談室を行い、児童の些細な変化を把握するよう努める。また、支援員の研修を行い、保護者相談対応のスキルアップを図る。	B	小学校を昼休みに訪問する「子ども相談室」を楽しみにする児童も多く、支援員との信頼関係も年々深まっていると評価できる。また、就学時健診や保護者会時に「保護者相談会」を行い、保護者の些細な不安、悩み寄り添いアドバイスすることができた。	子ども相談室で気づいた点を学校と共有する際、忙しい学校現場とどのように連携するかが課題である。 また、相談の場に出向く保護者が少ないため、支援員側から機会を捉えることが必要であり、今後も保護者会など保護者の集まる場所へ出向いての相談活動に力を入れていきたい。	市内小学校の昼休み時間に子ども相談室を行い、児童の些細な変化を把握するよう努める。また、支援員の研修を行い、保護者相談対応のスキルアップを図る。
59	育児講座の開催	子育て支援センターや各保育所(園)等において、保護者や地域の人たちの参加のもと、育児不安感を解消するために子育てに関する研修を行う。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	引き続き育児講座を開催し、保護者の育児不安を解消できるよう努める。	B	【地域子育て支援拠点施設(子育て支援センター)】 公立3箇所、民間3箇所 計6箇所 全施設で実施 (講演会等 517回 9,225人)	地域子育て支援拠点施設では、昨年度と同様に全施設で実施したが、新型コロナウイルス感染症防止対策として「ひろば」開放を中止した期間があったことや、全体的に施設の利用制限を行ったことにより参加者数が減少した。	新型コロナウイルス感染症防止対策を実施しながら、引き続き育児講座を開催し、保護者の育児不安を解消できるよう努める。
			保育課 (子育て支援課)	継続	引き続き育児講座を開催し、保護者の育児不安を解消できるよう努める。	C	【保育所(園)】 33園中 1園で実施あり 実施回数 2回 参加人数 105名	保育園においては、コロナウイルス感染拡大の影響でほとんど実施できなかったが、ニーズに応じて実施した園もあった。	コロナ禍の状況を見ながら、育児講座を開催し、保護者の育児不安を解消できるよう極力努める。
60	思春期教室	小中学生を対象に、性教育や命の大切さについて学習する機会とする。	健康増進課	継続	引き続き、市内の中学校において思春期教室を実施し、命の大切さ等を伝える。	B	3校希望し、4回実施。 参加者数 648人	例年どおり市内5か所の中学校に希望を募って実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、希望する学校が減少した。 実施した中学校においては、産婦人科医や助産師等から性教育や生命の大切さについて学ぶことができた。	引き続き、市内の中学校において思春期教室の希望を募り、身体的・精神的に変化する著しい思春期を迎える中学生に対して生命の大切さ等を伝える。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

[R2.評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (1)家庭における子育て力の向上 - ①親育ちへの支援 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
61	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割分担を見直し、家事や育児等あらゆる面で男女の共同参加が進むように、幼少期から大人まで出前講座等を通して意識啓発に努める。	総務課男女共同参画推進室 (女性活躍推進室)	継続	学童期から男女共同参画の意識を育むことができるよう、計画的に出前講座等を実施していく。また、様々なイベントの機会をとらえて、啓発活動に取り組む。	B	市内施設での街頭啓発を2回、市内コミュニティセンターでのパネル展を1回実施した。11月22日にユリウム春江にて「ゆりの里DEぶちかぞくデイ」を実施した。市公式Youtubeチャンネルにて父子の家事を応援する「さかいのパパ応援チャンネル」(全4シリーズ各5回)を発信した。	街頭啓発等では幅広い層に男女共同参画の啓発を行うことができた。また、「ゆりの里DEぶちかぞくデイ」では男女が互いに協力し、家事・育児に参加することの必要性を実感してもらうことができた。今後も引き続き、地域等と協力し男女共同参画を啓発を行う。	学童期から男女共同参画の意識を育むことができるよう、新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ計画的に出前講座等を実施していく。また、様々なイベントの機会をとらえて、啓発活動に取り組む。
62	父親の子育て推進事業	父親がより積極的に子育てにかかわるよう、啓発のためのパンフレット・小冊子を配布し、意識の向上を図る。	健康増進課	継続	引き続き、父親の積極的な育児参加を勧めるための教室やパンフレット等の配布を実施していく。	B	母子健康手帳の交付数 574件 パパママレッスンBコース参加者のうち父親参加率 90%	妊娠届出時やパパママレッスン参加時に父親の子育てに関するパンフレット等を配布し、父親も積極的に育児に参加できるよう意識向上に努めた。また、パパママレッスンBコースは3回のうち1回新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが、父親の参加率も高い傾向にある。	父親も積極的に育児に参加できるような内容の教室の開催やパンフレット等の配布を実施していく。
63	坂井市地域子育て世代交流活動事業	地域の親子及び3世代間交流活動を通して、子どもが健やかに育つことを目的とする自主的団体の活動を支援する。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	地域の実情を見ながら、自主的団体の活動について支援していく。	D	補助件数 0件	H30年度までは母親クラブや児童クラブへの補助実績があったが、新型コロナウイルス感染症が蔓延したことにより、地域の子育て環境が変わり、新規に申請する団体がなかった。	引き続き、地域の親子及び世代間交流、児童養育に関する活動、児童の事故防止活動など、子どもが健やかに育つことを支援する自主的団体の活動に補助する。
64	子育てサークルへの支援	子育てをする親同士が、お互いに助け合うことができる子育てサークルの活動を多面的に支援する。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	引き続き子育てサークルの活動を多面的に支援し、楽しく子育てできる環境を整えていきたい。	B	子育てサークルへの活動支援 1件 (さかいママ&キッズクラブ)	坂井子育て支援センターにて、「さかいママ&キッズクラブ」が行うイベント(おもちゃの遊び方講座、フリーマーケット等)に対し、支援を行った。	引き続き子育てサークルの活動を多面的に支援し、楽しく子育てできる環境を整える。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

[R2.評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (1)家庭における子育て力の向上 - ②相談体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
65	ひとり親家庭等に対する自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭が抱える様々な相談に応じるとともに、自立するための支援を行う。	子ども福祉課(子育て支援課)	継続	自立支援員を配置し、引き続き福祉総合相談室と連携しながら、自立支援を行う。	A	相談件数 延べ 259件	前年度に比べ、相談件数が増加した。ひとり親家庭が抱えるさまざまな相談に応じるとともに、自立に向けての支援を行った。	母子父子自立支援員、福祉総合相談室と連携しながら、様々な問題に対処し、自立支援を行う。
66	子どもと女性に対する相談事業	家庭相談員と女性相談員を配置して情報を共有しながら、児童虐待やDV被害等の様々な相談に対応する。	子ども福祉課(子育て支援課)	継続	家庭相談員、ひとり親支援員、女性相談員、関係機関と情報を共有しながら包括的な支援を行う。	A	[女性相談件数] 232件 うちDV相談118件 [児童相談件数] 70件	前年度に比べ、児童相談件数やDV相談に関するものが増加した。家庭相談員と女性相談員で情報共有しながら相談対応ができた。また、庁内の関係課とも連携しながら支援ができた。	家庭相談員、ひとり親自立支援員、女性相談員、関係機関と情報を共有しながら包括的な支援を行う。
67	子育てほっとメール&電話相談事業	妊娠・出産・育児の悩みに対する相談に対応する。	健康増進課	継続	妊娠・出産・子育て等の不安に対して、メールや電話等において、タイムリーに相談できるように努める。	A	メール相談 18件 電話相談においては、随時対応している。	メール相談においてはできるだけ早期に対応できるように努めている。また、メールや電話にて支援を継続していく中で、特に支援が必要な者については、直接面接ができるよう働きかけている。	引き続き、妊娠・出産・子育て等の不安に対して、メールや電話等において、対応していく。
68	#8000子ども救急医療電話相談	休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷った時に、看護師が電話相談を行う。	健康増進課	継続	引き続き、パンフレット配布等により子供の急な病気の対処法について電話相談先を周知徹底していく。	A	県が行っている夜間休日の子ども救急医療電話相談事業について、家庭訪問や育児相談等の機会にパンフレットを配布し説明するなど、周知に努めた。	夜間休日における子どもの急病時に、どう対処したらよいかを電話相談できることを周知し、安心して子育てができるよう支援を行った。	県が行っている夜間休日の子ども救急医療電話相談事業について、家庭訪問や育児相談等の機会にパンフレットを配布し周知していくことで、安心して子育てができるよう支援していく。
69	子育て世代包括支援センターの充実	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う。	健康増進課	拡充	妊娠期から子育て期にわたり、包括的なサービスを切れ目なく提供する為のマネジメントを実施する。妊娠届出時からの実情の把握、各種相談に応じ必要な情報を提供・助言、支援プラン策定、関係機関と連携を行う。	B	支援プラン作成数 妊婦 204件 産婦 14件 乳幼児 14件 保護者 1件	妊娠届出時の個別面接で丁寧に聞き取りを実施し、特に支援が必要な者については支援プランを作成し、妊娠中から電話や訪問等において支援を開始し、関係機関と連携しながら切れ目ない支援を実施している。	妊娠期から子育て期にわたり、包括的なサービスを切れ目なく提供する為のマネジメントを実施する。妊娠届出時からの実情の把握、各種相談に応じ必要な情報を提供・助言、支援プラン策定、関係機関と連携を行う。
			子ども福祉課(子育て支援課)	拡充	相談窓口の充実を図り、新たに専門員を雇用して相談活動を充実させ、支援プランの策定や、他の機関との連携調整を行う。	A	利用者支援専門員の配置 2名 相談窓口の集約化	R2.10月以降は、市役所1階フロアの両課の間に窓口を集約し、子育て世代包括支援センターを本格的に始動させた。センターには相談を受ける専門員を配置し、利用者の利便性を図った。	引き続き、健康増進課との連携により利用者支援事業を行い、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に対応する。
70	子ども家庭総合支援拠点の設置	支援拠点に専門職員を配置し、子どもと家庭、妊産婦等を対象に、福祉に必要な包括的・継続的な支援を行う。	子ども福祉課(子育て支援課)	拡充	子育て支援課に専門職員を配置し、妊娠期から子育て期に関する相談を包括的に実施し、必要な場合は専門機関や関係機関につないでいく。	B	子ども家庭総合支援拠点の設置有無 未設置	家庭相談員や女性相談員といった専門の相談員を課内に配置するとともに、子育て世代包括支援センターと連携しながら、令和3年度からの総合支援拠点設置に向けた体制づくりの検討を行った。	子ども家庭総合支援拠点を設置するとともにシステム導入を行い、関係機関との情報共有を図る。また、専門職員を課内に配置し、相談員との連絡調整を行いながら、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目指す。

2 家庭が笑顔で育つまち - (1)家庭における子育て力の向上 - ③情報提供体制の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
71	情報発信の推進	ICTを活用して子育て世帯への情報発信や保護者や関係者との情報交換等を推進する。	健康増進課	継続	子育て支援課と連携し、子育てアプリを導入し、情報発信していく。	B	妊娠届出時において、子育てアプリのちらしを配布。また各母子保健事業時にもちらしを配布し、周知を図った。	今後も周知し、広く活用してもらうようアピールしていく必要がある。	引き続き、妊娠届出時や母子保健事業時に子育てアプリのちらしを配布し、広く周知していく。
			保育課(子育て支援課)	継続	公立保育施設にICTを導入し、保護者に発信する情報内容を決める。	A	公立保育施設16施設にてICTシステムを構築した。	全保育施設に無線LAN環境を整備し、タブレット端末を用いた保育業務支援システムを導入した。システムの導入により保育士の業務負担軽減が図られた。	保育業務支援システムの機能拡充により、業務負担の軽減及び保護者との連携強化を図る。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (2)子育てと仕事の両立支援 - ①働き方の見直し・啓発

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
72	育児・介護休業制度の周知啓発	福井労働局・県等が発行する制度周知のためのリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	商工労政課(観光産業課)	継続	引き続き情報提供を行う。	B	福井労働局、県などが発行する制度周知のためのリーフレット等を商工労政課横のパンフレットスタンドに設置し周知した。	庁内の配架先が限られている上、来庁者がリーフレットを手取ることは少ない。	引き続き情報提供を行う。
73	ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と仕事以外の子育てや介護、地域活動等をバランスよく調和させて暮らすことができるよう、社会全体で働き方や家庭生活を見直すための意識啓発を行う。また、企業に向けても、父親が育児休業を取得しやすい職場風土作りへの取り組みを推進する。	総務課男女共同参画推進室(女性活躍推進室)	継続	イクボス宣言企業における女性活躍や働き方改革の取り組みを後押しする事業を継続して実施していくとともに、男性も育児に参加しやすい環境づくりを進めていけるよう、様々な制度やサービス等について周知・情報提供していく。	B	働き方改革と従業員のワーク・ライフ・バランスを推進する「イクボス宣言企業」が、令和2年度は2社加わった。10月22日には事業の振り返りと先進事例の紹介を目的とした「イクボスデー」を開催し、講演会やトークセッションなどを行った。	継続してイクボス宣言企業の普及、推進に努めていく必要がある。	イクボス宣言企業における女性活躍や働き方改革の取り組みを後押しする事業を継続して実施していくとともに、男性も育児に参加しやすい環境づくりを進めていけるよう、様々な制度やサービス等について周知・情報提供していく。

2 家庭が笑顔で育つまち - (2)子育てと仕事の両立支援 - ②雇用の促進・就労の支援

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
74	職業訓練の周知・紹介	県等が実施している能力開発講座のリーフレット等の窓口設置、問い合わせ等への対応による周知をする。	商工労政課(観光産業課)	継続	引き続き情報提供を行う。	B	職業訓練のための能力開発講座のリーフレット等を商工労政課横のパンフレットスタンドに設置し周知した。	庁内の配架先が限られている上、来庁者がリーフレットを手取ることは少ない。	引き続き情報提供を行う。
75	男女共同参画に配慮した雇用に関する啓発活動の推進	男女雇用機会均等法に基づく制度に関するリーフレット等の窓口設置、制度改正等の広報掲載、問い合わせ等への対応による周知をする。	商工労政課(観光産業課)	継続	引き続き情報提供を行う。	B	男女雇用機会均等法に基づく制度に関するリーフレット等を商工労政課横のパンフレットスタンドに設置し周知した。	庁内の配架先が限られている上、来庁者がリーフレットを手取ることは少ない。	引き続き情報提供を行う。
76	求人情報の提供	ハローワークが毎週発行する求人情報を本庁ロビーや支所窓口等に掲示し、情報提供する。	商工労政課(観光産業課)	継続	引き続き情報提供を行う。	A	毎月定期的にハローワークより送付される求人情報を市役所アトリウム、商工労政課横のパンフレットスタンドに設置した。	毎月定期的にハローワークより送付される求人情報を市役所アトリウム、商工労政課横のパンフレットスタンドに設置した。	引き続き情報提供を行う。
77	産休・育休明けの円滑な就労・再就職への支援	妊娠中・育休中から、職場復帰や求職活動の目処がつけられるよう、前年度中に保育所入所手続きを実施する。	保育課(子育て支援課)	継続	継続して妊娠中・育休中から、保育園入園希望の前年度から入所申込みの受付を実施する。	A	公立16園、私立17園の入所申込み受付において、妊娠中・育休復帰予定の保護者の保育園入所手続を実施した。 市内園新規入所申込実績 0歳児 353名、1歳児 234名、2歳児 123名、3歳児 61名、4歳児 25名、5歳児 17名	前年度中に保育所入所手続を実施し、育休明け職場復帰や求職活動を開始の際に、安心して子どもを預けられる環境を作ることができた。	継続して妊娠中・育休中から、保育園入園希望の前年度から入所申込みの受付を実施する。
78	就労支援事業(生活保護受給者等就労自立促進事業)	労働局・ハローワークと坂井市(所管:福祉総合相談室)との協定等に基づく連携を基盤に、ワンストップ型の就労支援体制を整備し、児童扶養手当受給者等を対象に、就労による自立支援を図る。	福祉総合相談室(福祉総合相談室)	新規	労働局・ハローワークと坂井市(所管:福祉総合相談室)との協定等に基づく連携を基盤に、関係機関による包括的な就労支援体制を整備し、児童扶養手当受給者等を対象に、就労による自立支援を図る。	B	労働局・ハローワークとの協定等に基づき、就労による自立支援をおこなった。児童扶養手当受給する28世帯の支援を実施し、18人が就労した。	コロナウイルスにより、製造や飲食店の求人数が減少し求職者とのマッチングが難しい。介護職など求人が多い職に就くため、研修などの支援が必要である。	労働局・ハローワークと坂井市(所管:福祉総合相談室)との協定等に基づく連携を基盤に、関係機関による包括的な就労支援体制を整備し、児童扶養手当受給者等を対象に、就労による自立支援を図る。
			子ども福祉課(子育て支援課)	新規	労働局・ハローワークと坂井市(所管:福祉総合相談室)との協定等に基づく連携を基盤に、関係機関による包括的な就労支援体制を整備し、児童扶養手当受給者等を対象に、就労による自立支援を図る。	A	児童扶養手当受給者に対し、就労相談に応じた。件数は7件で、ハローワークを通して就労した件数は2件、その他関係機関を通しての就労は2件、未就労は3件であった。	児童扶養手当受給者に対し、就労の相談を受け、ハローワークと連携して、2名の就労につながった。	引き続き関係機関と連携して就労支援体制を維持し、児童扶養手当受給者等への就労支援を行い、就労件数を増加させる。
79	坂井市企業キャリア支援事業補助金	坂井市内の企業において、非正規雇用労働者を正規雇用し転換した場合や育児休業取得者を原職等に復帰させた事業者に対して支援する。	商工労政課(観光産業課)	新規	引き続き支援する。	B	補助実績 8名の正規雇用転換(事業者への補助総額 1,300,000円)	育児休業取得者の代替要員確保での補助制度利用実績がないため、制度の周知を引き続き行っていく必要がある。	例年作成している中小企業者向けパンフレットの配架先を拡大し、制度周知に努める。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

[R2.評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (3)特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備 - ①専門的支援の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
80	ひとり親家庭の自立支援教育訓練給付金事業	雇用保険法による教育訓練給付を受給できないひとり親家庭の親が、指定教育訓練を受講し、修了した場合に、経費の一部を支給する。	子ども福祉課(子育て支援課)	継続	ひとり親家庭の親の自立を支援するため、引き続き事業を実施する。	D	給付人数 0名	申請がなかったため、周知方法の改善が必要である。	日頃の窓口業務や、ひとり親相談、児童扶養手当の更新の際などに制度の周知を図る。
81	高等職業訓練促進給付金等支給事業	経済的な自立を目指すひとり親に対して、専門的な資格取得のための修学期間中における生活費を支援する。	社会福祉課	継続	ひとり親家庭の親の自立を支援するため、引き続き事業を実施する。	B	坂井地区障害児者総合支援協議会の児童部会の中で、共有し意見交換した。	医療的ケア児コーディネーターの配置と支援体制構築が必要である。 (R2医療的ケア児コーディネーター有資格者 坂井地区内 3名)	児童部会と連携しながら支援体制の構築に向けて推進していく。
			子ども福祉課(子育て支援課)	継続	ひとり親家庭の親の自立を支援するため、引き続き事業を実施する。	C	給付人数 1名 訓練促進給付金 1,326,000円 (110,500円×12月)	継続で申請のあった1名に対し、訓練促進給付金を支給した。	日頃の窓口業務や、ひとり親相談、児童扶養手当の更新の際などに制度の周知を図る。
82	日常生活用具給付事業	在宅の障がいのある子どもに対し、日常生活が円滑に行われるよう、日常生活用具の給付や貸与を実施する。	社会福祉課	継続	事業を継続し、難病児童に対しては坂井健康福祉センターと情報交換しながら相談を受けていく。	A	日常生活用具 111件 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具 0件	障がいのある子どもに対し、日常生活が円滑に行われるよう、日常生活用具の給付を適切に実施した。	業者と連携しながら障がい児の日常生活活動の補助し、福祉を増進に資するための援助を継続する。
83	補装具費支給事業	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付や、修理等を行う。	社会福祉課	継続	事業を継続し、適切に支給していく。	A	購入 30件 修理 21件	身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付、修理等について適切に実施した。	障がい児が将来社会人として自立するための素地を育成助長するため、適切な支給を継続する。
84	特別支援教育就学援助事業	小学校・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一部を補助する。	学校教育課	継続	対象児童生徒の保護者に対し、家庭状況に応じて経済的負担の軽減を図るため必要な援助を行う。	A	小・中学校の特別支援学級で学ぶ際の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて経済的負担の軽減を図った。	基準に基づき審査を行い、対象経費区分における限度額内で適正に支給する。	対象児童生徒の保護者に対し、家庭状況に応じて経済的負担の軽減を図るため必要な援助を行う。
85	日中一時支援事業(地域生活支援事業)	日中、障がいのある子どもを一時的に預かることにより、日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護の一時的軽減を図る。	社会福祉課	継続	障がい児の受入れ先の確保について、放課後等ディサービス事業とも情報交換しながら確保に努める。	A	受給者数15人	障がいのある子どもを一時的に預かることで、日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護の一時的軽減を図った。放課後等ディサービス等への移行や併給する利用者もいる。	障がい児の受入れ先の確保について、放課後等ディサービス事業とも情報交換しながら確保に努める。
86	相談支援事業(地域生活支援事業)	障がいのある子ども、その保護者、介護者等からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助、必要な情報提供の支援を行う。	社会福祉課(子育て支援課)	継続	障害児支援利用計画について、子ども一人ひとりの状態を見つ、相談、支援を行う。	A	坂井地区障害児者総合支援協議会で、障がい児の相談体制の向上等について協議した。	障がい児サービスのニーズは年々増加しているが、対応する特定相談員が不足している。 適正でスムーズなサービス提供のため、相談体制の再構築が急務である。	障がい児相談の体制整備について、引き続き総合支援協議会で協議する。
87	特別支援学校通学事業	坂井市内から特別支援学校に通学する児童生徒に対して通学バスを運行し、就学支援を行う。	社会福祉課	継続	事業を継続し、児童数に応じて、対応していく。	A	添乗員を配置したマイクロバス4台を運行している。 あおぞら号 (福井・福大付属特別支援学校) 5名 ふれあい号 (福井・福大付属特別支援学校) 8名 銀河号(嶺北特別支援学校) 25名 増便車両(嶺北特別支援学校)	コロナ感染症対策として増便や車内清掃を行った。児童数やニーズに合わせて適切に運行できた。 R元年からは県と福大附属の保護者が一部負担金を担うこととなっている。	事業を継続し、児童数に応じて、対応していく。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち — (3)特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備 — ①専門的支援の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
88	気になる子のフォロー体制の充実	保育所(園)等、幼稚園、小学校、中学校へと切れ目なくつながる、保健・医療・福祉・教育の連携による子どものフォロー体制の構築に努める。	健康増進課	継続	切れ目ない支援の為に、気になる子についての情報を保護者の了承のもと関係機関と共有し、支援方法等を検討する。また、関係機関が集まってフォロー体制の構築に努める。	A	幼保園や教育委員会等とは、園長会や各種相談会、幼児健診等にて気がかりな子の情報を共有し、随時個別に支援方法等について検討している。	発達相談会や幼児健診等で気がかりな子がいた場合には、幼保園や関係機関と連携し、関わり方や発達の確認を行い、フォロー体制の構築に努めている。	引き続き、気になる子についての情報を関係機関と共有し、支援方法等を検討する。また、関係機関が集まってフォロー体制の構築に努める。
			子ども福祉課(子育て支援課)	継続	関係機関と連携をとり、情報共有しながら支援に努める。	A	教育支援委員会 6回出席 保育園から報告を受けた気がかりな子(5歳児) 50人	前年度に比べ、会議数や気がかりな子の報告人数が増加した。関係機関と気がかりな子の情報を共有し対応することができた。	関係機関と連携をとり、情報共有しながら支援に努める。
			学校教育課	継続	各関係機関と包括的に情報共有をし、児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応のため支援体制の充実に努める。	A	教育支援委員会で話し合いがもたれた園児、児童について、園から小学校、小学校から中学校と「個別の支援計画シート」を繋げることができた。 サマリーシートやそれをもとに、移行支援会議で保護者とともに話し合いを積極的に行うことができた。	就学・進学してもきめ細かい支援が繋がるよう移行支援会議を積極的に行うことができた。	各関係機関と包括的に情報共有をし、児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応のため支援体制の充実に努める。
89	医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築	医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう保健・医療・福祉・教育等の関係機関が地域の課題や対応策について協議の場を設け、連携体制の構築を図る。	社会福祉課	継続	児童部会と連携しながら連携体制の構築に向けて推進していく	C	坂井地区障害児者総合支援協議会の児童部会の中で、共有し意見交換した。	医療的ケア児コーディネーターの配置と支援体制構築が必要である。 (R2医療的ケア児コーディネーター有資格者 坂井地区内 3名)	児童部会と連携しながら支援体制の構築に向けて推進していく。
			健康増進課	継続	対象児がいれば、関係機関と連携し、早期に医療的ケア児の実情を把握し、支援方法について検討する。	B	メール相談にて医療的ケア児の相談1件あり。関係機関と連携し、母子支援を実施。また、子育て世代包括支援センターにおいて、訪問やメール、電話等で定期的に状況を確認している。	関係機関が集まり、支援方法について検討する機会も必要と感じる。	関係機関との連携を密にし、今後の支援体制について検討する。
			子ども福祉課(子育て支援課)	継続	児童部会と連携をとり、医療的ケア児の支援に向けた協議を行っていく。	B	重度心身障害児部会にて、医療的ケア児の支援に向けた協議を行った。	重度心身障害児部会にて、医療的ケア児の支援に向けた協議を行った。	児童部会と連携をとり、医療的ケア児の支援に向けた協議を行っていく。
			保育課(子育て支援課)	継続	児童部会と連携をとり、医療的ケア児の支援に向けた協議を行っていく。	A	令和3年度から保育園への入所希望する医療的ケア児に対して、支援に向けて協議の場を持った。	保育園への入所希望する医療的ケア児に対して、看護師の確保に取り組み、令和3年度からの入所に繋がった。	保育園等での医療的ケア児の受入体制の整備を引き続き検討していく。
			学校教育課	継続	校区内に通学を希望する医療的ケアが必要な児童・生徒を想定した、話し合いの場を持つよう、検討する。	A	校区内に通学を希望する医療的ケアが必要な児童・生徒がいなかったことから、協議することがなかった。	医療的ケアが必要な児童・生徒がいる場合には、病院内にある学校において、治療しながら学習をしている。	校区内に通学を希望する医療的ケアが必要な児童・生徒を想定した、話し合いの場を持つよう、検討する。
90	子どもの貧困対策	すべての子どもが夢や希望を持ち成長していけるよう、教育支援・生活支援・保護者の就労支援・経済的支援等、包括的に実施する。	福祉総務課福祉総合相談室(福祉総合相談室)	新規	居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。 必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。	C	子どもの学習支援事業を実施し、就学援助世帯の12人の中学生に対して学習支援をおこなった。 世帯の状況に応じて、関係機関と連携して、子どもだけでなく、世帯の支援をおこなった。	丸岡町1ヶ所のみでしか実施できていないため、会場まで遠方の生徒が通うことが難しい。	母子寡婦連合会が実施する学習支援事業との協議を実施し、生活困窮者の学習支援事業との協働し支援対象数を増やす検討を行う。 居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。 必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。
			子ども福祉課(子育て支援課)	新規	子どもが健やかに成長するため、関係機関と連携し、情報共有しながら必要な支援を行う。 必要に応じて、子どものみでなく世帯全体の支援を行う。	B	支援を必要としている家庭に対し、情報の提供を行ったり、必要に応じて社会福祉協議会等の関係機関と連携を取りながら支援を行った。	支援を必要としている家庭に対し、情報の提供を行ったり、必要に応じて社会福祉協議会等の関係機関と連携を取りながら支援を行った。	子どもが健やかに成長するため、関係機関と連携し、情報共有しながら必要な支援を行う。必要に応じて、子どものみでなく世帯全体の支援を行う。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち — (3)特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備 — ①専門的支援の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
91	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	坂井市における「地域共生社会」の実現に向け、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制作りを推進する。多機関がかかわる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないような支援体制を構築する。	健康福祉部福祉総務課福祉総合相談室(市民福祉部福祉総合相談室)	新規	相談者の複合化複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。	B	相談支援包括化推進員が中心となり、子どもがいる世帯について関係機関が入りケース会議を実施し、支援の役割分担を行った。	ケース会議や包括化推進会議を実施することにより、チームとして包括的・総合的な相談体制の構築が進んだ。	相談者の複合化複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。
			健康福祉部社会福祉課(市民福祉部社会福祉課)	新規	子どもも含め、地域における相談先や見守り活動の充実にも努める。また住民主体による地域の生活課題の把握とその課題解決に向け、取組み活動につなげていくことができる体制に努めていく。	C	コロナウイルス感染拡大防止のため、地域の課題解決に向けたワークショップや座談会などの開催が困難となり、地域の役員・団体等への意見聴取やアンケート調査を行った。	各地域の生活課題の把握につながった。地域住民による課題解決に向けた具体的な取り組みを考える機会をつくり、取り組みに至るまでの支援を継続しながら、コロナ禍においてできる限りの見守りや、活動につなげていくことが必要となる。	子どもも含め、地域における相談先の充実にも努める。また地域の生活課題の把握とその課題解決に向け、総合支援協議会等で取組むことができるよう努める。
			健康福祉部高齢福祉課(市民福祉部高齢福祉課)	新規	さかまら会議(相談支援包括化推進個別会議)等への参加により、子育て世代の課題についても問題共有を行う。また、子ども・子育ての相談から、それにかかわる高齢者の課題に結びつくこともあるため、連携した相談支援を行う。	B	地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者の相談支援に努め、複合的な課題を持つケースについてはさかまら会議の場を活用したり、必要時間係機関と連携を取り支援を行った。子ども・子育て関係機関との連携 4ケース	子ども・子育て関係機関から家族内の高齢者の支援について相談をうけ、連携し必要な支援を行うことができた。	引き続き子育て世代の課題についても問題共有を行うとともに、子ども・子育ての相談から、それにかかわる高齢者の課題に結びつくこともあるため、連携した相談支援を行う。
			健康福祉部健康増進課(市民福祉部健康増進課)	新規	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から子育て期にわたる相談支援体制作りを努める。また、関係機関と連携し、支援方法を検討していく。	B	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたり、継続的な相談体制に努めた。	子育て世代包括支援センターにおける課題を基に、多機関がかかわる体制作りの構築に努める必要がある。	子育て世代包括支援センターにおける課題を基に、関係機関と会議に参加し、多機関がかかわる体制作りの構築に努める。
			健康福祉部子ども福祉課(市民福祉部子育て支援課)	新規	子どもが関わる複雑化した課題について、包括的な相談体制を構築し、的確に対応・支援していく。	B	相談支援包括化推進員が中心となり、子どもがいる世帯について関係機関が入りケース会議等を実施し、支援の役割分担を行った。	包括化推進会議などを実施することにより、総合的な相談体制の構築が進んだ。	相談者からの複雑な課題等に対応するため、制度ごとの相談支援機関のコーディネートを行う相談支援包括化推進員を部内で配置し、チームとして包括的な相談体制を構築する。
			健康福祉部保育課(市民福祉部子育て支援課)	新規	子どもが関わる複雑化した課題について、包括的な相談体制を構築し、的確に対応・支援していく。	A	保育園・児童クラブに入所する子どもに関わる複雑化した課題について、必要な場合は関係機関と連携し、対応を行った。	保育園・児童クラブにおいて、子どもに係る問題を把握した場合には、関係機関と連携し、適切な対応をすする要があり、施設職員の意識向上に努めていく。	子どもが関わる複雑化した課題について、包括的な相談体制を構築し、的確に対応・支援していく。
			生活環境部市民生活課(市民福祉部市民生活課)	新規	他分野に亘る専門的知見を持ち寄って問題の検証と解決に向けた検討を図る包括的相談支援体制の場に積極的に参加することで、消費者問題の窓口として寄せられる相談事案への適切な対応を図る。	A	坂井市相談支援包括化推進会議参加回数：全5回のうち5回参加	他の相談窓口において未成年者の消費者トラブルが発覚した場合には消費者センターへ繋いでもらう関係を形成できた。未成年者の相談で、広く啓発の必要性がある案件について、教育委員会と連携して対応できた。	消費者相談の中で、専門的な対応が必要となる問題が把握された場合には、速やかに関係機関へ連絡する。また、他の相談機関から消費者トラブルに関する専門的助言の要請があった場合には対応する。
			生活環境部保険年金課(市民福祉部保険年金課)	新規	国民健康保険資格証明書に該当した世帯に18歳未満(18歳に達した日以降最初の3月31日まで)の子どもがいる場合、子どもには納税課と連携しながら有効期限6か月の被保険者証を交付する。また、その問題を窓口として家庭の課題に適切な対応ができる機関につなぐ。	A	国民健康保険資格証明書に該当した世帯に18歳未満の子供がいる場合は、交付要綱に基づき期限6か月の被保険者証を交付。納税相談を通じ、生活状況に問題があるケースについて、ファイナンシャルプランナーや福祉相談室へ繋いだ。	国民健康保険資格証明書に該当した世帯に18歳未満の子供がいる場合は、交付要綱に基づき期限6か月の被保険者証を交付。納税相談を通じ、生活状況に問題があるケースについて、ファイナンシャルプランナーや福祉相談室へ繋いだ。	引き続き、実施する。
92	生活困窮者自立支援事業	生活と就労に関する支援員を配置しワンストップ型の相談窓口と情報とサービスの拠点とするほか、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業等を実施する。	福祉総務課福祉総合相談室(福祉総合相談室)	新規	生活と就労に関する支援員を配置し、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業等を実施する。	C	生活と就労に関する支援員を配置し、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業等を実施した。	コロナウイルス感染症による、経済的に困窮する世帯が増加した。相談者が増加したため、丁寧な支援が時間的に困難な部分もあった。	生活と就労に関する支援員を配置し、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援事業等を実施する。
93	外国籍の子の保育環境の充実	日本語がほとんど話せない保護者や園児を保育園で受け入れた際、コミュニケーションがとれるよう体制の充実を図る。	保育課(子育て支援課)	新規	世帯の状況を十分把握し、状況に応じて、翻訳機の使用やイラスト等の活用など、伝達方法を工夫し、文化や生活習慣の違いが発達の障害にならないよう配慮する。	B	外国籍の児童 受入れ園 6園	全く日本語が理解できない保護者は在園していないが、工夫(持ち物などを視覚化・日本語をローマ字表記など)しながら支援を行っている。言語、宗教、生活習慣、子育てへの考え方など文化的背景に起因する配慮について、保育士の知識の向上に努めていきたい。	世帯の状況を十分把握し、状況に応じて、翻訳機の使用やイラスト等の活用など、伝達方法を工夫し、文化や生活習慣の違いが発達の障害にならないよう配慮する。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち — (3)特別な支援を必要とする家庭への対応体制の整備 — ②虐待防止への支援

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
94	民生委員児童員活動	地域の子どもを取り巻く環境を日頃から把握し、支援が必要な場合は、関係機関に報告して見守りをする。特に主任児童委員は学校・保育所(園)・児童館等を訪問や連携を図り、民生委員児童員と協働して必要な支援を行う。	社会福祉課	継続	地域の見守り活動や相談先として事業を継続し、学校、地域との連携強化を推進していく。	B	コロナ感染拡大防止のため、小中学校の教職員との懇談会は数を減らし実施し、子どもに関わる情報把握に努めた。幼稚園や放課後児童クラブへの訪問は、感染拡大防止のため先方から辞退等の要望があり、R2年度は実施を見合わせた。	延期、学校数、委員数を減らすなどの工夫や対応をとり実施し、子どもに関わる状況把握に努め、委員として地域でできることを検討した。顔を会わせる機会が減り連携がとりにくく、感染対策、更なる工夫をし、学校や地域と委員がより密に連携できるような体制構築が必要である。	地域の見守り活動や相談先として感染対策に努め工夫を凝らしながら事業を継続し、学校、地域との連携強化を推進していく。
95	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応が円滑に行えるよう、児童相談所や教育機関・保育所(園)・保健センター・警察等の関係機関が連携し、支援体制の充実に努める。	子ども福祉課(子育て支援課)	継続	各関係機関と包括的に情報共有をし、児童虐待をはじめとした要保護児童の早期発見、早期対応のため支援体制の充実に努める。	B	代表者会議 1回(8/7開催) 実務者会議 書面開催 実務者定例会 7回(2か月に1回開催) 個別ケース会議 43回(随時)	児童虐待等に対し、関係機関との連携・情報共有を行い、早期に対応し支援を行った。コロナウイルス感染拡大防止のため、研修会が実施できなかった。	関係機関と連携し、要保護児童の早期発見・早期対応のため、支援体制の充実に努める。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (4)経済的支援の充実 - ①各種手当の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
96	児童手当給付事業	中学校3年生までの児童を養育している方に手当てを支給することにより、家庭生活の安定と児童の健全育成及び資質の向上を図る。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	家庭生活の安定と、児童の健全育成のため引き続き事業を継続する。	A	【通常事業分】 児童数 127,058人 支給額 1,449,745,000円 【子育て世帯臨時特別給付金事業分】 児童数 12,227人 支給額 122,270,000円	前年度に比べ、支給児童数・支給額ともに減少したが、対象となる児童を養育する者に対して適切に児童手当を支給し、家庭生活の安定を図った。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給した。	通常事業分について、継続して適切な支給に努める。
97	重症心身障害児(者)福祉手当支給事業	身体障害者手帳2級以上等の在宅の障がいのある子ども(人)の保護者で、特別児童扶養手当や障害児福祉手当を受給できない児童を介護する方に支給する。	社会福祉課	継続	事業の周知と適切な支給に努める	A	令和2年度実績(3月末現在) 0件	身体障害者手帳2級以上等の在宅の障がいのある子どもで、特別児童扶養手当や障害児福祉手当を受給できない方に支給するが、対象児がいなかった。	事業の周知と適切な支給に努める。
98	障害児福祉手当支給事業	身体または知的発達の重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給する。	社会福祉課	継続	事業の周知と適切な支給に努める	A	令和2年度実績(3月末現在) 34件	在宅の20歳未満の方で、身体または知的発達の重度障がいのため、常時介護を必要とする児童に適切に支給した。	事業の周知と適切な支給に努める。
99	特別児童扶養手当支給事業	身体または知的発達に障がいのある20歳未満の児童を監護する父や母、もしくは養育者に国が支給する。	社会福祉課	継続	支給決定は県であるため、県と連携し事業の周知と適切な支給に努める	A	令和2年度実績(3月末現在) 210件	在宅で身体または知的発達に障がいのある20歳未満の児童を監護する父や母、もしくは養育者に対して県が支給した。申請受付は市で実施中。	支給決定は県であるため、県と連携し事業の周知と適切な支給に努める。
100	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当を支給する。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	ひとり親家庭の経済的支援として、事業を継続していく。	B	【通常事業分】 受給者数 全部支給 219人、一部支給 267人 延べ受給者数 9,238人 延べ支給額 244,347,000円 【ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業分】 延べ受給者数 (児童扶養手当受給者、公的年金等受給者、収入減少世帯) 2,017人 延べ支給額 89,090,000円	ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当を支給した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を2回に分けて支給した。	通常事業分について、事業の周知と適切な支給に努める。

2 家庭が笑顔で育つまち - (4)経済的支援の充実 - ②医療費助成の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
101	子ども医療費助成事業	中学校3年生までの児童の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	R2年10月より、対象年齢を高校3年生まで拡充し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。	A	未就学児及び小学1年～中学3年 (自己負担500円を除く、県費補助事業) 106,775件 198,932,000円 高校1年～3年 (自己負担500円、市単独事業) 23,215件 78,227,000円	市内に住所を有する中学校修了前の児童を対象に、過不足なく医療保険の自己負担分を助成した。 また、令和2年10月からは、子ども医療費の窓口無料化を高校3年生まで拡大したことにより、安心して医療機関を受診することができ、児童の健康増進が図られるとともに子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。	引き続き、高校3年生までの児童の医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。
102	養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において、医療の給付または医療に要する費用を支給し、出生時の健康の保持を図る。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	入院を必要とする未熟児に対し、引き続き事業を継続する。	A	給付決定者数 26人 給付件数 62件 給付額 5,801,886円	前年度に比べ、給付決定者数は減少したが、入院を必要とする未熟児に対し、過不足なく医療費を公費で負担した。	引き続き、入院が必要である未熟児の養育医療費を公費で負担する。
103	重度障害者(児)医療費助成事業	重度の障がいのある子ども(人)の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。	社会福祉課	継続	こども医療費制度終了の対象者に対し、適切に重度障害者医療費助成制度につなげていく	A	受給者数3,126人 うち18才未満103人	重度の障がいのある児童の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を適切に助成した。	令和3年度も事業を継続し、重度の障がいのある児童の健康の維持と経済的な負担軽減に努める。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

[R2.評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (4)経済的支援の充実 - ②医療費助成の充実 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
104	自立支援医療費支給事業(育成医療費支給事業)	身体に障がいのあるかまたは現疾患を放置すると将来一定の障がいが残ると認められる子どもに対し、手術等の治療等によりその症状が軽くなり日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、経済的負担を軽減するためその治療に要する費用の一部を助成する。	社会福祉課	継続	事業の周知と適切な支給に努める	A	令和2年度実績(2月末現在) 17名	身体に障がいのある子どもに対し、生活の能力を得るために必要な手術等の医療費を適切に支給した。	令和3年度も事業を継続し、身体に障がいのある子どもに対し、必要な手術等の医療費を支給する。
105	ひとり親家庭等への医療費助成事業	ひとり親家庭等を対象に、健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分(保険適用分)を助成する。	子ども福祉課(子育て支援課)	継続	引き続き事業を継続し、ひとり親家庭の経済的負担を軽減する。	A	助成対象者数 1,585人 助成件数 15,378件(1,282件/月) 助成額 41,062,850円	前年度に比べ、助成対象者数・件数、助成額ともに減少したが、ひとり親家庭等を対象に、過不足なく医療保険の自己負担分を助成した。	引き続き、事業の周知と適切な支給に努める。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

2 家庭が笑顔で育つまち - (4)経済的支援の充実 - ③経済的負担の軽減

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
106	保育料の負担軽減	保育所(園)に同一世帯から2人以上の乳幼児が入所している場合や入所児童が第3子以降の場合、また低所得の母子世帯等の保育料を軽減する。	保育課 (子育て支援課)	継続	令和2年9月からの所得制限額以下の世帯における第2子の保育料無償化の実施により、子育て世帯の支援を図る。	A	所得制限額以下の世帯における第2子の保育料無償化	3歳児以上の保育料及び低所得世帯の第2子保育料を軽減することができた。	次年度も引き続き、3歳児以上の保育料及び低所得世帯の第2子保育料無償化を実施し、子育て世帯の支援を図る。
107	児童・生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対する必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	学校教育課	継続	今後も引き続き、家庭の状況に応じて経済的負担の軽減をはかるため必要な援助を行っていく。	A	保護者が負担する教育関係経費について、家庭の状況等に応じて経済的負担の軽減を図ることができた。	今後も引き続き、家庭の状況に応じて経済的負担の軽減をはかるため必要な援助を行っていく。	今後も引き続き、家庭の状況に応じて経済的負担の軽減をはかるため必要な援助を行っていく。
108	子育てすくすく支援商品券支給事業	多子世帯における経済的負担の軽減、市内事業者や商店の経済活性化を図る。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	引き続き事業を継続し、多子世帯の経済的負担軽減と地元商店の経済活性化を図る。	A	【通常事業分(商品券交付)】 交付件数 延2,273件 商品券利用料 95,410,000円 【子育て世帯支援事業分(商品券追加交付)】 対象者数 1,987人 商品券利用料 33,601,000円 【新生児子育て応援給付金事業分(給付金支給)】 対象者数 480人 給付金支給額 20,550,000円	未就学の第2子に30,000円分、第3子以降に1人につき50,000円分の商品券を交付した。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、第1子の子ども1人当たり20,000円分の商品券を交付するとともに、新生児1人につき50,000円の給付金を支給した。	通常事業分について、事業を継続し、多子世帯の経済的負担軽減と地元商店の経済活性化を図る。
109	交通災害等遺児就学支度金支給事業	小・中学校及び高等学校等に就学予定の児童を扶養するひとり親家庭に対して申請に基づき支給する。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	交通災害等遺児の就学時の経済負担を支援するため、引き続き事業を継続する。	C	県への申請人数 3名(高校生2人、小学生1人)	福井県交通災害等遺児就学支度金の支給に関する規則に基づき、県から就学支度金が支給されるため、対象者へ案内し、県への申請を行った。	引き続き、交通災害等遺児の就学時の経済負担を支援するため、適切に周知を行いながら、事業を継続する。
110	交通遺児救済金支給事業	生計を一にしていた父、母または未成年後見人を交通災害で失った、義務教育就学中の児童または生徒に救済金を支給する。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	交通災害等遺児の就学中の経済負担を支援するため、引き続き事業を継続する。	A	対象者 1名(中学生) 50,000円	対象者に対して適切に救済金を支給することができた。	引き続き、救済金の適切な支給に努める。
111	ひとり親・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や、扶養している子どもの福祉増進のために必要な資金の貸付を行う。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	貸付が必要なひとり親家庭に対し、引き続き事業を継続していく。	D	県への申請人数 0名	申請対象者がいなかったため、実績なし。	貸付が必要なひとり親家庭等に対し、引き続き事業を継続していく。
112	ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	子ども福祉課 (子育て支援課)	新規	引き続き、ひとり親家庭等の子どもが、病児・病後児保育や放課後児童クラブを利用する際の利用料を減免し、経済的負担を軽減する。また、新たに、ひとり親家庭高校生の通学費助成事業を開始する。公共交通機関の定期券購入費や市コミュニティバス利用料金に対して助成を行い、子育てしやすい環境づくりを推進する。	B	【病児・病後児保育利用料援助】 市外施設延べ利用者 3人 【放課後指導クラブ利用料援助】 民間通年利用者 10人 民間長期休暇のみ利用者 0人 【高校生通学定期代援助】 延べ利用者 224人	それぞれのプランについて、適切に援助を行うことで、利用者の利便性の向上や、経済的負担の軽減を図った。	引き続き事業を継続して行おう、ホームページ等による事業周知に努める。
113	給食材料費補助事業	私立の保育園、認定こども園、未移行幼稚園及び国立大学法人附属幼稚園に在園する満3歳以上の児童の給食費を補助する。	保育課 (子育て支援課)	新規	私立保育園等で免除対象となる保護者負担分を補助することで、子どもの健やかな成長を支援する。	A	私立保育園等28園 計11,027,115円	低所得で生計が困難な家庭や3人以上子どもを持つ家庭を支援することで、子どもの円滑な特定教育・保育等の利用を図ることができた。	次年度も引き続き実施し、私立保育園等で免除対象となる保護者負担分を補助することで、子どもの健やかな成長を支援する。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

3 地域が笑顔で育つまち - (1)安心・安全のまちづくり - ①施設等の環境整備

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
114	児童館活動事業	現在児童館で実施している放課後児童クラブを閉園となった幼稚園舎へ移動することにより、児童館機能の充実を図る。	保育課 (子育て支援課)	継続	老朽化している施設に関しては、必要な修繕を行いながら、来館児童が安全に使用できるよう努めていく。	C	【公営13施設(うち2施設は児童室)】 利用者数 37,509人	大きな事件・事故等もなく、来館児童を受け入れることが出来たが、新型コロナウイルス感染症対策のため4・5月に全館閉館したこともあり、全体的に利用者が減少している。	老朽化している施設に関しては、必要な修繕を行いながら、来館児童が安全に使用できるよう努めていく。
115	集会等施設整備への助成	コミュニティ活動を目的とした集会施設等の増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。	まちづくり推進課	継続	前年度に要望調査を行った結果、17件の要望を受けており順次改修を行っていく。引き続き、コミュニティ活動を目的とした集会施設等の増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。	A	(市単独事業) 補助事業 26件、補助金額 8,608千円	区民の高齢化、集会施設の老朽化に対応し、区民が集うコミュニティ施設として施設修繕やバリアフリー、トイレ洋式化、空調設備更新等の要請に対し補助金を交付した。限られた予算の中で緊急的な修繕対応について非常に苦慮している。	前年度に要望調査を行った結果、20件の要望を受けており順次改修を行っていく。引き続き、コミュニティ活動を目的とした集会施設等の新築、増改築及び修繕に関する経費に対し、補助金を交付する。
116	スポーツ施設の整備	子どもを含むあらゆる市民が安全で快適に使用できるよう、体育館や運動公園等スポーツ施設の整備を計画的に進める。	生涯学習スポーツ課	継続	市内全体育施設に関し、老朽化の状況、利用実態、統廃合の可能性等を検証し、体育施設マネジメント計画の策定に着手する。	B	市内体育館のWi-Fi環境を整備した。春江北グラウンドにトイレを新設した。	市内体育施設は全体的に老朽化が進んでおり、特に安全に影響を及ぼす恐れのある箇所から優先的に修繕・改修を進めていく必要がある。	子どもを含むあらゆる市民が安全で快適に使用できるよう、体育館や運動公園などスポーツ施設の整備を計画的に進める。
117	公園維持管理	市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。	都市計画課	継続	引き続き市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。	B	市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行った。	予算の都合上、危険箇所全ての補修は行っていないため、継続して補修を行っていく必要がある。	引き続き市が管理する公園の遊具等を点検し、危険箇所の補修を行う。
118	児童小遊園地遊具整備補助事業	児童に健全な遊び場を与えることで体力の増進と情操の高揚を図るため、各行政区の公園の遊具設置に対して補助金を交付する。	子ども福祉課 (子育て支援課)	継続	地域のニーズに対応できるよう、事業を継続していく。	A	2件(三国町池上区、坂井町若宮新区)	区からの申請に対して、児童の健全な遊び場の確保のため、事業継続していく必要がある。	地域のニーズに対応できるよう、事業を継続していく。
119	児童小遊園地遊具設備修繕助成事業	各行政区に設置されている遊具の修繕に対して助成金を交付する。	社会福祉協議会	継続	5地区×50,000円(上限)で助成	B	助成件数 0件	共同募金運動のPRも兼ね、遊具修繕等の周知を行ったが実績はなかった。子どもの遊び場を確保するとともに、遊具の環境保全を目指す。	5地区×50,000円(上限)で助成
120	危険箇所の点検及び補修	市道の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。	建設課	継続	道路パトロールの強化に取り組み、市内における道路等の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。	B	道路パトロールを定期的実施し、破損箇所の早期発見に努めるとともに、早期に補修することができた。 また、橋梁補修計画に基づき、43橋の点検、27橋の補修をすることができた。	R2修繕箇所 166箇所 区、市民からの多くの要望等にきめ細かく対応していけるよう努める。	道路パトロールの強化に取り組み、市内における道路等の危険箇所を点検し、危険箇所の補修に努める。
121	歩道整備	子どもと一緒に安全に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。	建設課	継続	安全に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。	B	側溝整備や外側線の引き直し、街路樹撤去などにより歩行者の通行幅を拡幅することができた。	今後もバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。	安全に安心して歩行できるように、段差をなくしたりすることでバリアフリー化を目指し、歩道の整備を進める。
122	防犯灯設置事業	各行政区が犯罪、非行及び事故等の発生防止のために実施する防犯灯設置事業に対し、補助金を交付する。	安全対策課	継続	防犯灯の灯器更新、設置を進めるため、要綱を改正し、令和6年度まで設置灯数の制限をなくした。	B	防犯灯の灯器更新・新設数は、1,568灯となった。	防犯灯の灯器更新・新設数は、要綱改正前の令和元年と比較し、790灯増加した。	令和5年度まで防犯灯の設置灯数の制限を無くし、灯器更新、設置を推進する。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

3 地域が笑顔で育つまち - (1)安心・安全のまちづくり - (2)犯罪や事故等の防止・啓発

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
123	交通安全施設整備	市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。	建設課	継続	市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。	B	交通安全施設の改修、維持修繕により、防災、交通安全対策上の生活圏の環境改善を図った。	警察、保育所等関係団体と連携して、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全対策を実施した。今後も交通安全施設整備を進める。	市が管理する道路に区画線、転落防止柵、視線誘導標を設置する等、交通安全施設整備に取り組む。
124	安全安心まちづくり事業	市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりのため、安全に関する知識の普及及び情報の提供その他市民及び事業者に対する啓発活動を行うとともに、安全に関する教育の充実を図る。	安全対策課	継続	市直営の防犯カメラ設置(14か所15基を予定)。さかいドライブレコーダー見守り協力隊の活動支援(加入促進)。防災メール、防災アプリの普及促進。	B	市直営の防犯カメラを12か所13基設置。さかいドライブレコーダー見守り協力隊の活動支援(加入促進)。防災メール、防災アプリの普及促進を図った。	県警リュウビーネットでの配信情報を、防災アプリを通じて配信できるようにシステム修正を実施し、犯罪抑止につながるようになった。	市直営の防犯カメラ設置(2か所2基)。さかいドライブレコーダー見守り協力隊の活動支援(加入促進)。防災メール、防災アプリの普及促進。
125	交通安全教室の実施	子ども、児童が被害者となる交通重大事故防止のため、小学校での自転車教室及び保育所(園)・幼稚園・小学校等での交通安全教室等を実施し、児童・園児及びその保護者の交通安全意識向上を図る。	安全対策課	継続	新型コロナウイルスの流行状況に応じ、DVD教材を活用した教養を実施する。自転車教室は座学、実地講習の日を分けて実施する。	C	小学校は年に1回、保育所・幼稚園等は年に4回交通安全教室を実施し、児童・生徒が関係する交通事故防止を図った。	新型コロナウイルス感染状況、小学校一斉休校等により教室開催日変更・中止が相次ぎ、当初予定数より大幅に減少した。	新型コロナウイルスの流行状況に応じ、DVD教材を活用した教養を実施する。自転車教室は座学、実地講習の日を分けて実施する。
126	交通安全図画ポスターコンクールの実施	交通事故のない安全で安心なまちを目指し、児童の交通事故の防止意識の向上を図るため、市内の小学生を対象に交通安全図画ポスターコンクールを実施する。	安全対策課	継続	課題を児童の交通事故防止の他、交通情勢に応じたもの(令和2年は「あおり運転」)もいれ、家族全体で交通事故防止について考えるものとする。	B	応募者数797人。優秀作品を霞の郷、イーザイイベント広場にて掲示し、市民への交通意識向上を図った。	新型コロナウイルス感染状況等の影響で、夏休み期間が例年と比較して短縮されたことにより、応募者数が対前年比458人減少した。	課題を児童の交通事故防止の他、交通情勢に応じたものもいれ、家族全体で交通事故防止について考える内容で実施予定。
127	交通指導員の配置	朝や薄暮時の街頭指導・巡回広報/パトロールを通じて声掛けを実施することにより、子どもを含めた住民の交通事故防止を図る。	安全対策課	継続	新型コロナウイルスの流行状況に応じ、より児童、生徒の保護を重視したきめ細かい街頭監視活動を行う。(児童の登校初日など)	B	毎月の「交通死亡事故ゼロを目指す統一行動日」での交通監視のほか、四季の交通安全県民運動期間中には広報パトロールを実施し、交通事故抑止を図った。	坂井市内の交通事故死者数は3人で、対前年比1名増加したが、人身事故件数は98件で過去最少となった。	新型コロナウイルスの流行状況に応じ、より児童、生徒の保護を重視したきめ細かい街頭監視活動を行う。(児童の登校初日など)
128	防犯パトロールの実施	子どもへの声掛け事案等の犯罪を未然に防ぐため、市内の拠点を中心に防犯パトロールを実施する。	安全対策課	継続	犯罪多発箇所、時間帯の情報提供を行うとともに、学校、公園など子どもが集まる場所のパトロール、見守り活動を行っていく。	C	各地区において週2回青色回転灯車による防犯パトロールを実施し、犯罪抑止を図った。	新型コロナウイルス感染状況等の影響で、防犯パトロール実施回数が例年に比べて減少した。	犯罪多発箇所、時間帯の情報提供を行うとともに、学校、公園など子どもが集まる場所のパトロール、見守り活動を行っていく。
129	不審者対策	保育所(園)・幼稚園・学校等において防犯訓練を実施し不測の事態に備える。また職員を対象に予防や防護策を学ぶための講習会を開催する。	保育課(子育て支援課)	継続	引き続き、警察と連携し、防犯訓練等を実施していく。	A	警察に協力依頼し、防犯教室および不審者対応訓練の実施。緊急通報装置を春江東幼稚園に設置した。	警察と連携し防犯教室や不審者対応訓練を行った。公立園では緊急通報装置や玄関設置の防犯カメラがない園がまだある。	引き続き、警察と連携し、防犯訓練等を実施していく。緊急通報装置未設置の園に対して、順次、設置を進めていく。
			学校教育課	継続	警察と更なる連携を強化し、園児・児童生徒対象や教職員対象や、さまざまなパターンの不審者対応訓練が設定できるようにしていく。	A	警察と連携を取り、市内の小・中学校全校(中学校5、小学校19)で不審者対応訓練を実施した。	不審者対応訓練については、小中学校については全校で実施され、警察と連携をとって取り組んできた成果といえる。訓練の内容・形態を工夫して、さまざまなパターンに対応できるよう訓練をしていく必要がある。	警察と更なる連携を強化し、園児・児童生徒対象や教職員対象や、さまざまなパターンの不審者対応訓練が設定できるようにしていく。
130	愛護センター事業	補導員による街頭指導・少年相談・学校周辺及び通学路付近の警戒並びに青色回転灯による見守り活動・不審者対策巡回活動等を行い、青少年の健全な育成を図る。また、公共施設等に白いポストを設置し、青少年の健全育成に適切でない図書等を回収・廃棄する。	生涯学習スポーツ課	継続	青少年の非行防止ならびに健全育成の啓発活動を引き続き実施する。特に、補導員による街頭指導・青少年相談・学校周辺や通学路付近の青色回転灯装着車による見守り活動と不審者対策巡回強化等を実施する。また、公共施設等に設置されている白いポストにおける青少年の健全育成に適切でない有害図書等の回収・廃棄を実施する。	B	326名の委嘱補導員が市内全域で街頭補導活動を述べ1,276人が出務。併せて専任補導員による街頭補導及び青色回転灯装着車による巡回活動も実施し、青少年の非行防止・被害防止並びに事故・被害防止に努めた。また、市内7ヶ所の白いポストにて、有害図書等325点の回収・廃棄を行い社会環境浄化活動に努めたほか、市内各店舗における県愛護条例に基づく有害図書等の社会環境調査を行い指導および助言等も行った。	委嘱補導員による街頭補導活動については、前年の1,135人を上回る実績となった。委嘱補導員ならびに専任補導員による街頭補導と青色回転灯搭載車巡回等により、特に問題となる行動等は見られず、市内全域の非行防止・被害防止等に一応の成果があったと思われる。青少年愛護センターの活動は、地道ながらも継続が重要であると考えられるが、青少年数の減少に伴いPTAの補導員数の検討も必要となってきていることから、一般の補導員を含め全体数をみながら今後見直しに取り組むたい。	青少年の非行防止ならびに健全育成の啓発活動を引き続き実施する。特に、補導員による街頭指導・青少年相談・学校周辺や通学路付近の青色回転灯装着車による見守り活動と不審者対策巡回強化等を実施する。また、公共施設等に設置されている白いポストにおける青少年の健全育成に適切でない有害図書等の回収・廃棄を実施する。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

[R2.評価欄] 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

3 地域が笑顔で育つまち - (1)安心・安全のまちづくり - ②犯罪や事故等の防止・啓発 <続き>

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
131	情報モラル教育の実施	小・中学校において、インターネットやスマートフォン等の利用に関して子どもたちがその危険性を理解し正しい利用方法を実践できるよう、警察や関係機関と連携し、授業や講座を実施する。また、ネット依存防止のため、子どもたちがスマートフォン等の利用に関してルールをつくり、家庭で積極的に守ることを目的とした「Three(スリー)ルール 運動」を推進する。	学校教育課	継続	スマートルールが守られているかどうかの検証や実際に有効なものになっているのか常に確認していく。 ひまわり教室等の専門機関との連携を図る。	A	児童生徒のインターネット利用やスマートフォン等の利用に関して、子どもたちが自身がルールをつくり、家庭で積極的に守ることを目的とした「Three(スリー)ルール 運動」も浸透してきた。全ての中学校においては、各学校毎に独自のスマートルールが作成された。小学校においても、ほとんどの学校でスマートルールを作成している。また、ひまわり教室等で専門家からの指導を受けている。	インターネットやスマートフォン等については、使用を禁止するのではなく、正しい活用、適切な使用の方法を教えることが重要である。 どのようなトラブルがあるのか、どのような犯罪に巻き込まれる可能性があるのか、詳細に指導する必要がある。 児童生徒の指導は元より保護者への指導も重要である。	スマートルールが守られているかどうかの検証や実際に有効なものになっているのか常に確認していく。 ひまわり教室等の専門機関との連携を図る。

第2期子ども・子育て支援事業計画 進捗状況確認表【令和2年度点検・評価】【令和3年度計画】

【R2.評価欄】 達成度 (A)80～100% (B)60～79% (C)20～59% (D)0～19% (E)事業完了・終了

3 地域が笑顔で育つまち - (2)市民ネットワークの形成 - ①世代を超えた市民の交流の場の充実

番号	事業名	事業内容	担当課	事業区分	R2計画	R2評価	R2実績	R2成果と課題	R3計画
132	学校施設の開放	市民の交流活動のために学校施設を開放することで、地域に開かれた学校を目指すとともに、施設の利活用を図る。	教育総務課	継続	市民が安全安心に学校施設を利用することができるよう、計画的に修繕や改修を行い、施設の維持管理に努めていく。	A	計画的に修繕や改修を行い、施設の維持管理に努めた。また、放課後等の小中学校体育館やグラウンドを市民に開放し、施設の利活用を図った。	修繕要望等も多く順次対応していく必要がある。	市民が安全安心に学校施設を利用することができるよう、計画的に修繕や改修を行い、施設の維持管理に努めていく。
133	子ども会育成事業	坂井市子ども会育成連絡協議会を事業主体として、子ども会活動を通して子どもの健全育成を図る。	生涯学習スポーツ課	継続	コロナ禍の中で、開催できる事業を積極的に行い、次年度以降の事業の見直しにつなげる。また、子どもの健全育成のために、既存の事業についても改善を図り、子ども会役員が活躍できる場を創出し、次世代の育成に努める。	B	新型コロナウイルス感染拡大防止のためディスコッヂ大会は中止となったが、壁新聞コンクールをは個人参加という形で実施し、かるた大会はコロナ対策をしたうえで実施できた。	コロナ禍でも実施できる事業を実施していかなければならない。また、子ども会育成者の次世代育成にも力を入れなければならない。	コロナ禍の中で、開催できる事業を積極的に行い、次年度以降の事業の見直しにつなげる。また、子どもの健全育成のために、既存の事業についても改善を図り、子ども会役員が活躍できる場を創出し、次世代の育成に努める。
134	社会教育団体育成事業	社会教育団体の自主的で健全な活動を積極的に促進するため、補助金を交付し、社会教育の発展及び市民の自主的な社会教育活動を支援する。	生涯学習スポーツ課	継続	昨年度同様、補助金を交付するだけでなく、行政の活動等に積極的に参加してもらい、団体の知名度を上げて会員増加の支援をしたい。	B	社会教育団体の活動促進の一助として補助金を交付し、団体の自主的な活動を支援できるよう努めた。地域行事や行政の活動にも積極的に参加してもらった。	昨年同様の団体への補助である。各団体より提出された申請・実績の内容を確認。会員の確保が課題である。	昨年度同様、補助金を交付するだけでなく、行政の活動等に積極的に参加してもらい、団体の知名度を上げて会員増加の支援をしたい。
135	青少年健全育成事業	坂井市青少年育成坂井市民会議を中心として、広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、見守り活動啓発運動や、心の教育講演会を開催する。	生涯学習スポーツ課	継続	各支部の見守り活動に関しては、昨年度同様継続していく。見守り隊員の高齢化や児童の活動時間の多様化に対応するために、従来の見守り隊以外に新しい見守り活動を始め、活動に参加する門戸を広くする。	B	市内23支部における見守り活動・啓発運動や、心の教育講演会、青少年健全育成推進大会を開催し、青少年の健全育成に努めた。	いきいき見守り隊のベストや見守り犬のベストを作成し、見守り活動に力を入れることができた。	各支部の見守り活動に関しては、昨年度同様継続していく。見守り隊員の高齢化や児童の活動時間の多様化に対応するために、従来の見守り隊以外に新しい見守り活動を始め、活動に参加する門戸を広くする。
136	協働のまちづくり事業への助成	市民と行政による協働のまちづくりを推進するため、コミュニティセンターを拠点に、地域住民が主体となって“住みよい愛着と誇りの持てる地域づくり”に取り組んでいる「まちづくり協議会」の運営や活動に対し、財政的な支援、情報発信等を行う。	まちづくり推進課	拡充	第1期まちカレ修了生グループが設立したNPO法人と協働して、市民協働の学び舎「まちづくりカレッジさかい」事業を運営・実施していく。また、実践的なまちづくり活動をプランニングする「まちづくりプラクティス」と、そのプランを実践する「まちづくりラボラトリー」に取り組み、まち協との連携を図る。	B	まちづくり協議会への支援事業としてまちづくり懇話会やまちづくり意見交換会を実施した。また、まちづくり協議会に対するプランの提示として「まちづくりカレッジさかい」事業を実施した。	具体的な支援策として一定の効果を確認できたので、来年度以降も継続して実施する。	NPO法人と協働し、まちづくり協議会にターゲットを絞った「まちづくりカレッジさかい」事業を展開していく。また、実践的なまちづくり活動をプランニングする「まちづくりプラクティス」と、そのプランを実践する「まちづくりラボラトリー」に取り組み、まち協との連携を図る。
137	社会教育・生涯学習事業	実生活に即した教育、学術及び文化に関する事業を行っていくことで、区域内住民の教養の向上・健康の増進等を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進を進める。	まちづくり推進課	継続	教育委員会(生涯学習スポーツ課)と連携を図りながら各種の事業を展開する。	A	公民館からコミュニティセンターに移行後も従来の公民館事業を継続し、青少年健全育成事業、合宿通学等を地域の特性を生かして実施した。	今後、社会教育・生涯学習を推進する施設として、充実を図る。	教育委員会(生涯学習スポーツ課)と連携を図りながら各種の事業を展開する。
			生涯学習スポーツ課	継続	集客力のある講師選考に努めながら、幅広い世代の市民が参加しやすい内容の生涯学習講演を今後も実施していく。	A	生涯学習講演会をみくに未来ホールで開催。110人が聴講した。	著名な講師を選考し、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止に努めての開催となり、密を防ぐため参加者の限定し坂井市内の親子や家族に限定して実施した。参加者が参加型の講演で参加者全員が楽しめる内容となった。	集客力のある講師選考に努めながら、幅広い世代の市民が参加しやすい内容の生涯学習講演を今後も実施していく。
138	地域との交流の推進	子ども食堂を始め、様々な世代が交流できる事業等、ネットワークの形成となるような地域活動の支援を進める。	福祉総務課福祉総合相談室(福祉総合相談室)	新規	既にあるコミュニティを利用し、地域共生社会の実現に向けて、行政と地域住民の役割を理解、地域課題を解決に近づけるための体制を構築する。	B	既にあるコミュニティを利用し、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉課ともに重層的支援体制整備事業の実施計画も兼ねる地域福祉計画を策定した。	今後計画的に、地域課題を解決に近づけるための地域づくりを進めるため、進捗の管理が必要となる。	既にあるコミュニティを利用し、地域共生社会の実現に向けて行政と地域住民の役割を理解、地域課題を解決に近づけるための体制を構築する。
			社会福祉課	新規	子どもも含め地域住民等が集う身近な交流拠点の充実に努める。	C	新型コロナ感染症もあり、「集う」活動を行うことはできず、あいさつ運動や登下校の見守りなどの活動に留まった。	「集う」活動は出来なかったが、「見守り」という活動を行った。	身近な地域で展開されている事業について理解を深め、交流拠点の活動の支援に努める。
			子ども福祉課(子育て支援課)	追加		A	虐待防止・早期発見のため、子ども食堂を実施し、支援が必要な子を見守り活動を行っている団体に補助金を交付した。	子ども食堂の活動を行っている「えがお子ども食堂の会」の事業に対し、補助金交付の情報共有に努めた。なお、課題として、要保護児童対策地域協議会で把握している児童の情報共有の方法を検討していく必要がある。	引き続き、子ども食堂を通して虐待防止・早期発見のため見守り活動を行っている団体に対し、情報共有に努めた。